

基発 0330 第 5 号
平成 28 年 3 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

行政不服審査法等の改正に伴う労働基準法等関係通達の整備について

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「新行審法」という。）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号。以下「整備法」という。）の施行については、平成 26 年 6 月 13 日付け基発 0613 第 7 号「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について」（参考資料 1）及び平成 28 年 1 月 29 日付け総管管第 6 号「行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行について（通知）」（参考資料 2）により既に示したところであるが、今般、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係通達について下記のとおり改正を行うこととしたので、了知の上、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

1 通達の整備の趣旨

(1) 新行審法関係

異議申立てを廃止し、不服申立ての種類を原則として審査請求に一元化するとともに、審査請求をすべき行政庁について、法律に特別の定めがある場合を除き、

- ① 処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁（以下「処分庁等」という。）に上級行政庁がある場合は、当該処分庁等の最上級行政庁
 - ② 処分庁等に上級行政庁がない場合は、当該処分庁等
- とされたこと（新行審法第 4 条関係）。

また、審査請求期間が 60 日から 3 月に延長されたこと（新行審法第 18 条第 1 項関係）に伴い、関係通達で示している教示文等の整備を行うもの

である。

(2) 整備法関係

労災保険給付に関する処分の取消しの訴えは、当該処分に関する審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができないものとされたこと（整備法第120条関係）、また、労災保険給付に関する審査請求期間が60日から3月に、再審査請求期間が60日から2月に延長されたこと（整備法第139条関係）に伴い、関係通達で示している教示文等の整備を行うものである。

2 関係通達の整備の内容について

関係通達で示している教示文等について、別紙のとおり改正する。

3 施行日

本通達は、新行審法及び整備法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

関係通達の改正

1 労働基準法及び最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）関係通達の整備の内容

- (1) 昭和 43 年 8 月 15 日付け基発第 519 号「監視又は断続的労働（宿日直勤務を含む。）の許可について」の改正
 - ア 別紙 1（監視断続的労働に従事する者に対する適用除外許可書）について別添 1 のとおり改める。
 - イ 別紙 2（断続的な宿直又は日直勤務許可書）について、別添 2 のとおり改める。

- (2) 昭和 52 年 9 月 26 日付け基発第 543 号「貯蓄金の保全措置に係る命令の運用等について」の改正
 - 別記様式（貯蓄金保全命令書）について、別添 3 のとおり改める。

- (3) 平成 5 年 2 月 24 日付け基発第 111 号「警備業者が行う警備業務に係る監視又は継続的労働の許可の運用に当たって留意すべき事項について」の改正
 - ア 様式第 1 号（監視断続的労働に従事する者に対する適用除外許可書）について、別添 4 のとおり改める。
 - イ 様式第 2 号（監視断続的労働に従事する者に対する適用除外不許可通知書）について、別添 5 のとおり改める。
 - ウ 様式第 4 号（監視断続的労働に従事する者に対する適用除外許可の取消通知書）について、別添 6 のとおり改める。

- (4) 平成 16 年 11 月 22 日付け基発第 1122001 号・16 文科初第 827 号「労働基準法第 61 条第 5 項の規定により読み替えられた同条第 2 項に規定する厚生労働大臣が必要であると認める場合及び期間について」の改正
 - ア 別添 1（児童の使用許可書）について、別添 7 のとおり改める。
 - イ 別添 2（児童の使用不許可通知書）について、別添 8 のとおり改める。

- (5) 平成 21 年 6 月 22 日付け基発第 0622003 号「労働基準行政情報システ

- ム・労災行政情報管理システムに係る機械処理手引について」の改正
- ア 最低賃金の減額の特例許可書（精神又は身体の障害、試みの使用期間、軽易な業務）について、別添 9 のとおり改める。
- イ 最低賃金の減額の特例許可書（職業訓練）について、別添 10 のとおり改める。
- ウ 最低賃金の減額の特例許可書（断続的労働）について、別添 11 のとおり改める。
- エ 最低賃金の減額の特例不許可通知書について、別添 12 のとおり改める。
- オ 最低賃金の減額の特例許可取消通知書について、別添 13 のとおり改める。

2 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）関係通達の整備の内容

- (1) 昭和 40 年 11 月 1 日付け基発第 1454 号「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律第 2 条の規定の施行について」の改正
 - ア 特様式第 1 号（労働者災害補償保険特別加入承認・特別加入者の給付基礎日額決定通知書）について、別添 14 のとおり改める。
 - イ 特様式第 3 号（労働者災害補償保険特別加入不承認通知書）について、別添 15 のとおり改める。
 - ウ 特様式第 1 号の 2（労働者災害補償保険特別加入脱退承認通知書）について、別添 16 のとおり改める。
 - エ 特様式第 3 号の 2（労働者災害補償保険特別加入脱退不承認通知書）について、別添 17 のとおり改める。
 - オ 特様式第 4 号（労働者災害補償保険中小事業主等・一人親方等・海外派遣者特別加入承認取消通知書）について、別添 18 のとおり改める。
- (2) 昭和 45 年 10 月 27 日付け基発第 774 号「労災就学援護費の支給について」の改正
 - 様式第 2 号（労働者災害補償保険労災就学等援護費支給不支給変更通知書）について、別添 19 のとおり改める。
- (3) 昭和 48 年 12 月 18 日付け基発第 704 号「頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護について」別添「頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護要綱」の改正
 - ア 4（3）中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」を「行政

不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」に改める。

イ 4（3）イ中「第 2 条」を「第 1 条」に、「行政処分」を「処分」に改める。

ウ 様式第 2 号（労働者災害補償保険職能回復援護承認・不承認決定通知書）について、別添 20 のとおり改める。

（4） 昭和 56 年 2 月 6 日付け基発第 69 号「外科後処置の実施について」別添「外科後処置実施要綱」の改正

ア 5（2）中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」に改める。

イ 5（2）ア中「第 2 条」を「第 1 条」に、「行政処分」を「処分」に改める。

ウ 様式第 3 号（1）（外科後処置承認決定通知書）について、別添 21 のとおり改める。

エ 様式第 3 号（2）（外科後処置不承認決定通知書）について、別添 22 のとおり改める。

オ 様式第 5 号（2）（外科後処置旅費支給承認・不承認決定通知書）について、別添 23 のとおり改める。

（5） 昭和 57 年 5 月 19 日付け基発第 342 号「休業補償特別援護金支給制度の創設について」の改正

ア 様式第 2 号（休業補償特別援護金支給決定不支給決定通知）について、別添 24 のとおり改める。

イ 様式第 4 号（労働者災害補償保険休業補償特別援護金支給決定取消決定通知）について、別添 25 のとおり改める。

（6） 昭和 57 年 6 月 14 日付け基発第 410 号「労災はり・きゅう施術特別援護措置の実施について」別添「労災はり・きゅう施術特別援護措置要綱」の改正

ア 5（3）中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」に改める。

イ 5（3）ア中「第 2 条」を「第 1 条」に、「行政処分」を「処分」に改める。

ウ 様式第 4 号（1）（労災はり・きゅう施術特別援護措置承認決定通知書）について、別添 26 のとおり改める。

エ 様式第 4 号（2）（労災はり・きゅう施術特別援護措置不承認決定通

知書) について、別添 27 のとおり改める。

- (7) 平成 7 年 4 月 3 日付け基発第 199 号「長期家族介護者援護金の支給について」の改正
援護金様式第 2 号 (労働者災害補償保険長期家族介護者援護金支給・不支給決定通知書) について、別添 28 のとおり改める。
- (8) 平成 8 年 5 月 11 日付け基発第 311 号「振動障害者に係る社会復帰援護制度の拡充等について」別添 1 「振動障害者社会復帰援護金支給要綱」の改正
ア 5 中「行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号)」を「行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号)」に改める。
イ 5イ中「第 2 条」を「第 1 条」に、「行政処分」を「処分」に改める。
ウ 社援様式第 2 号 (労働者災害補償保険振動障害者社会復帰援護金支給・不支給決定通知書) について、別添 29 のとおり改める。
- (9) 平成 9 年 8 月 26 日付け基発第 596 号「アフターケアの通院に要する費用の支給について」別添「アフターケア通院費支給要綱」の改正
ア 5 中「アフターケア通院費支給・不支給・変更決定通知書」を「アフターケア通院費支給・不支給決定・変更決定通知書」に、「行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号)」を「行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号)」に改める。
イ 5 (1) 中「第 2 条」を「第 1 条」に、「行政処分」を「処分」に改める。
ウ 様式第 2 号 (アフターケア通院費支給・不支給決定・変更決定通知書) について、別添 30 のとおり改める。
- (10) 平成 16 年 4 月 1 日付け基発第 0401024 号「労災療養援護金の支給について」別添「労災療養援護金支給要綱」の改正
ア 4 (3) 中「行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号)」を「行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号)」に改める。
イ 4 (3) イ中「第 2 条」を「第 1 条」に、「行政処分」を「処分」に改める。
ウ 様式第 2 号 (労災療養援護金認定・不認定決定通知書) について、別添 31 のとおり改める。

- (11) 平成 17 年 9 月 22 日付け基発第 0922001 号「未手続事業主に対する費用徴収制度の運用の見直しについて」の改正
様式 5（労働者災害補償保険法第 31 条の規定に基づく費用徴収の決定通知書）について、別添 32 のとおり改める。
- (13) 平成 19 年 4 月 23 日付け基発第 0423002 号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定について」別添「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領」の改正
ア 6（5）①中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」に改める。
イ 6（5）①ア中「第 2 条」を「第 1 条」に、「行政処分」を「処分」に改める。
ウ 様式第 4 号（健康管理手帳の（新規）交付・更新申請に係る交付・不交付決定通知書）について、別添 33 のとおり改める。
- (14) 平成 23 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 3 号「労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引について」の改正
ア 帳票種別 400（労働者災害補償保険療養補償給付等不支給（変更）決定通知書）について、別添 34 のとおり改める。
イ 帳票種別 401（労働者災害補償保険療養・休業補償給付等支給決定・不支給決定通知書）について、別添 35 のとおり改める。
ウ 帳票種別 361（アフターケア通院費支給・不支給決定・変更決定通知書）について、別添 30 のとおり改める。
エ 帳票種別 620（労働者災害補償保険二次健康診断等給付不支給（変更）決定通知書）について、別添 36 のとおり改める。
オ 帳票種別 231（労働者災害補償保険保険給付支給・不支給決定の変更決定通知書）について、別添 37 のとおり改める。
カ 帳票種別 243（労働者災害補償保険保険給付等支給・不支給決定の変更決定通知書）について、別添 38 のとおり改める。
キ 帳票種別 343（労働者災害補償保険保険給付等支給・不支給決定の変更決定通知書）について、別添 39 のとおり改める。
ク 帳票種別 451（労働者災害補償保険支給決定通知書）について、別添 40 のとおり改める。
ケ 帳票種別 481（石綿健康被害救済法支給決定通知書（特別遺族））について、別添 41 のとおり改める。

- コ 帳票種別 452 (労働者災害補償保険不支給・不変更決定通知書) について、別添 42 のとおり改める。
- サ 帳票種別 483 (石綿健康被害救済法不支給・不変更決定通知書 (特別遺族)) について、別添 43 のとおり改める。
- シ 帳票種別 495 (労働者災害補償保険変更決定通知書) について、別添 44 のとおり改める。
- ス 帳票種別 498 (石綿健康被害救済法変更決定通知書 (特別遺族)) について、別添 45 のとおり改める。
- セ 帳票種別 453 (労働者災害補償保険変更決定通知書) について、別添 46 のとおり改める。
- ソ 帳票種別 484 (石綿健康被害救済法変更決定通知書 (特別遺族)) について、別添 47 のとおり改める。
- タ 帳票種別 454 (労働者災害補償保険労災就学等援護費通知書・支給停止解除決定通知書 (労災就学等援護費支給・不支給決定通知書)・労災就学等援護費変更決定通知 (国内)・援護費変更決定通知 (国外)) について、別添 48 のとおり改める。
- チ 帳票種別 458 (労働者災害補償保険年金給付変更決定通知書) について、別添 49 のとおり改める。
- ツ 帳票種別 488 (石綿健康被害救済法特別遺族年金変更決定通知書) について、別添 50 のとおり改める。
- テ 帳票種別 459 (労働者災害補償保険一時金給付変更決定通知書) について、別添 51 のとおり改める。
- ト 帳票種別 489 (石綿健康被害救済法特別遺族一時金変更決定通知書) について、別添 52 のとおり改める。
- ナ 様式 (労働者災害補償保険スライド率の改定による変更決定通知書) について、別添 53 のとおり改める。
- ニ 様式 (労働者災害補償保険年金給付等一時金支給決定・支払振込通知書) について、別添 54 のとおり改める。
- ヌ 様式 (石綿健康被害救済法特別遺族一時金支給決定・支払振込通知書) について、別添 55 のとおり改める。
- ネ 帳票種別 254 (労働者災害補償保険介護 (補償) 給付支給決定・不支給決定通知書) について、別添 56 のとおり改める。
- ノ 帳票種別 254 (労働者災害補償保険介護 (補償) 給付支給決定・支払振込通知書) について、別添 57 のとおり改める。

ム・労災行政情報管理システムに係る機械処理事務手引等の新規作成及び一部改訂について」の改正

ア 様式第2号(1)(義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書)について、別添58のとおり改める。

イ 様式第2号(2)(義肢等補装具購入・修理費用支給不承認決定通知書)について、別添59のとおり改める。

ウ 特様式第1号(労働者災害補償保険特別加入承認・特別加入者の給付基礎日額決定通知書)について、別添60のとおり改める。

エ 特様式第1号(労働者災害補償保険特別加入承認通知書)について、別添61のとおり改める。

オ 特様式第1号の3(労働者災害補償保険特別加入者の給付基礎日額決定通知書)について、別添62のとおり改める。

カ 特様式第3号(労働者災害補償保険特別加入不承認通知書)について、別添63のとおり改める。

キ 特様式第1号の2(労働者災害補償保険特別加入脱退承認通知書)について、別添64のとおり改める。

ク 特様式第3号の2(労働者災害補償保険特別加入脱退不承認通知書)について、別添65のとおり改める。

ケ 特様式第4号(労働者災害補償保険中小事業主等・一人親方等・海外派遣者特別加入承認取消通知書)について、別添66のとおり改める。

(16) 平成25年10月21日付け基発1021第1号「労災保険給付事務取扱手引の一部改正について」の改正

ア III第2の1中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

イ VIII第6の2(9)を削り、2の次に3として次のように加える。

3 不服申立て

労災保険法第12条の3又は第31条第1項の規定に基づく費用徴収の決定を受けた者が、当該決定について不服があるときは、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる(行政不服審査法第2条及び第4条)。

ウ VIII第8の2(1)中「署長等」を「署長又は局長(以下「署長等」という。)」に改める。

エ VIII第8の2(3)中「住所」を「住所又は居所」に改める。

オ VIII第8の2(5)の本文を次のとおり改める。

審査請求後3か月を経過しても審査官の決定がない場合には、請求人は審査官が審査請求を棄却したものとみなし、審査会に対する再審

査請求又は処分の取消しの訴えを行うことができる（労災保険法第 38 条、第 40 条）。

この場合において、請求人から、審査官の決定を経ずに再審査請求を行いたい旨の意思表示があったときには、再審査請求様式（規則様式第 3 号）に記載するよう指導し、この請求書が署長に提出された場合には、速やかに審査官に電話で再審査請求があった旨を連絡した上で、遅滞なく再審査請求書を審査会へ送付すること。

また、請求人から、処分の取消しの訴えを行いたい旨の意思表示があったときにも、速やかに審査官に電話でその旨を連絡すること。

カ VIII 第 8 の 4 を次のとおり改める。

4 給付決定の遅れと不作為の審査請求

(1) 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下「処分」という。）について、法令に基づき行政庁に申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。）がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができることとされ（行政不服審査法第 3 条）、処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁に上級行政庁がある場合には、当該行政庁の最上級行政庁に対して審査請求を行うこととされている（行政不服審査法第 4 条）。

(2) 保険給付の請求に対する署長等の決定は、(1)の処分に該当するため、不作為についての審査請求の対象となること。

また、不作為についての審査請求を行うことができるのは、法令に基づく申請をした者であること。したがって、被災労働者又はその遺族であっても、保険給付の請求をしていない者は不作為についての審査請求はできない。保険給付の請求をした者以外の者（例えば、事業主、労働組合等）も不作為についての審査請求はできない。

不作為というためには、申請後「相当期間」が経過しており、かつ、申請に対し行政庁が何もしない状態が存在する必要がある。「相当期間」とは、社会通念上、当該申請を処理するために必要とされる期間である。

(3) 不作為についての審査請求を受けた審査庁（厚生労働大臣）は、行政不服審査法第 49 条に基づき裁決をしなければならない。

審査庁は、審査請求に理由がある場合は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言し、また、一定の処分をすべきものと認めるときは、不作為庁に対し当該処分をすべき旨を命じる。また、

審査庁は、審査請求に理由がない場合は棄却し、相当の期間が経過しないでされたものである場合又は不適法である場合は却下することとなる。

なお、不作為についての審査請求後、不作為庁が当該審査請求に係る処分を行ったときは、不作為の状態が解消し、審査請求の利益は失われるので、審査請求は却下されることとなる。

この際、請求人から取り下げがあった場合は、取り下げとして処理することとなる。

キ IX第1の3(1)⑤の次に次のように加える。

- ⑥ 頭頸部外傷性症候群等に対する職能回復援護の承認又は不承認
- ⑦ 休業補償特別援護金の支給又は不支給
- ⑧ 長期家族介護者援護金の支給又は不支給
- ⑨ 振動障害者社会復帰援護金の支給又は不支給
- ⑩ 労災療養援護金の認定又は不認定

ク IXの第1の3(3)の本文中「不服申立て」を「審査請求」に、「上級である行政庁」を「厚生労働大臣」に改め、「行うものであること。」の下に「また、不作為についての審査請求の対象となること(Ⅷの第8の4参照)」を加える。

ケ 様式8(労働者災害補償保険の年金たる保険給付及び特別支給金の支払の一時差止めについて(通知))について、別添67のとおり改める。

3 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)関係通達の整備の内容

(1) 昭和47年9月18日付け基発第602号「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」の改正

ア 様式第1号(労働安全衛生法第5条第2項の代表者の指名について)について別添68のとおり改める。

イ 様式第2号(特定元方事業者の指名について)について、別添69のとおり改める。

(2) 昭和49年3月6日付け基発第105号「企業における自主的安全衛生管理活動促進のための監督指導について」の改正

ア 別紙(3)の1(安全・衛生管理者解任命令書)について別添70のとおり改める。

イ 別紙(3)の2(安全・衛生管理者増員命令書)について、別添71のとおり改める。

- (3) 昭和 49 年 6 月 25 日付け基発第 332 号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」の改正
 - ア 様式第 1 号（事業場の指定について）について、別添 72 のとおり改める。
 - イ 様式第 2 号（事業場の指定について）について、別添 73 のとおり改める。

- (4) 昭和 59 年 2 月 13 日付け基発第 68 号「計画の届出に係る審査等について」の改正
 - 様式第 1 号（工事着手差止・計画変更命令書）について、別添 74 のとおり改める。

- (5) 平成元年 4 月 10 日付け基発第 187 号「労働安全衛生法第 43 条の 2 に基づく機械等に係る命令制度の運用について」の改正
 - 別添（機械等措置命令書）について、別添 75 のとおり改める。

- (6) 平成 9 年 8 月 1 日付け基発第 546 号の 2「有機溶剤中毒予防規則に基づく局所排気装置特例稼働許可等に関する事務処理について」の改正
 - 様式第 2 号（局所排気装置特例稼働不許可通知書）について、別添 76 のとおり改める。

- (7) 平成 12 年 3 月 30 日付け基発第 207 号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について」の改正
 - ア 様式第 3 号（特定機械等の保管に係る認定審査結果通知書）について、別添 77 のとおり改める。
 - イ 様式第 8 号（特定機械等の保管状況に係る認定審査結果通知書）について、別添 78 のとおり改める。

- (8) 平成 13 年 7 月 16 日付け基発第 631 号「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）の施行について」の改正
 - 別添 15 中「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）」を「行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）」に改める。

- (9) 平成 20 年 2 月 27 日付け基発第 0227001 号「関係請負人が混在する製

造業の事業場における総合的な安全衛生管理の推進について」の改正
ア 様式例第1号（総合安全衛生管理指導事業場安全衛生管理実施状況報告命令書）について、別添79のとおり改める。
イ 様式例第2号（総合安全衛生管理指導事業場安全衛生管理実施状況報告命令書）について、別添80のとおり改める。

- (10) 平成20年3月27日付け基発第0327003号「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」の改正
ア 様式第2号（開放検査周期（〇年）認定通知書）について、別添81のとおり改める。
イ 様式第3号（開放検査周期（〇年）認定審査結果通知書）について、別添82のとおり改める。

- (11) 平成25年3月26日付け基発0326第5号「労働安全衛生法の規定による免許の取消しの申請に関する事務の実施について」の改正
別紙様式（労働安全衛生法の規定による免許の取消しの申請に対する処分について（通知））について、別添83のとおり改める。

4 その他労働基準関係通達の整備の内容

- (1) 昭和53年10月12日付け基賃発第12号「勤労者財産形成基金制度に係る認可及び承認の申請等の手続について」の改正
ア 様式15（勤労者財産形成基金設立認可取消通知書）について、別添84のとおり改める。
イ 様式16（勤労者財産形成基金契約承認取消通知書）について、別添85のとおり改める。
- (2) 昭和63年4月1日付け基賃発第10号「勤労者財産形成給付金契約の承認申請等の手続について」の改正
様式12（勤労者財産形成給付金契約承認取消通知書）について、別添86のとおり改める。
- (3) 平成13年3月30日付け基発第279号『債権管理事務手引』の一部改訂について」付録1. 債権管理関係様式集の改正
ア 様式（労働者災害補償保険給付・特別支給金にかかる支給決定の変更決定通知書）について、別添87のとおり改める。

- イ 様式（労働者災害補償保険法第 12 条の 3 の規定に基づく費用徴収の命令書）について、別添 88 のとおり改める。
- ウ 様式（労働者災害補償保険法第 31 条の規定に基づく費用徴収の決定通知書）について、別添 89 のとおり改める。
- エ 未払賃金の立替払事業様式第 9 号（未払賃金の立替払に係る認定の取消しについて）について、別添 90 のとおり改める。
- オ 未払賃金の立替払事業様式第 10（未払賃金の立替払に係る確認の取消しについて）について、別添 91 のとおり改める。
- カ 未払賃金の立替払事業様式第 11 号（未払賃金の立替払に係る確認の変更について）について、別添 92 のとおり改める。
- キ 未払賃金の立替払事業様式第 12 号（未払賃金の立替払における不正受給に係る返還命令書）について、別添 93 のとおり改める。
- ク 未払賃金の立替払事業様式第 13 号（未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯返還命令書）について、別添 94 のとおり改める。
- ケ 未払賃金の立替払事業様式第 14 号（未払賃金の立替払における不正受給に係る納付命令書）について、別添 95 のとおり改める。
- コ 未払賃金の立替払事業様式第 15 号（未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯納付命令書）について、別添 96 のとおり改める。

(4) 平成 18 年 4 月 1 日付け基発第 0401006 号（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の施行について）の改正

- ア 様式第 3 号（労働時間等設定改善実施計画不承認通知書）について、別添 97 のとおり改める。
- イ 様式第 6 号（労働時間等設定改善実施計画承認取消通知書）について、別添 98 のとおり改める。

(5) 平成 27 年 3 月 18 日付け基発 0318 第 1 号「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行について」の改正

- ア 様式第 2 号（第一種計画認定通知書）について、別添 99 のとおり改める。
- イ 様式第 3 号（第一種計画不認定通知書）について、別添 100 のとおり改める。
- ウ 様式第 4 号（第一種計画変更認定通知書）について、別添 101 のとおり改める。
- エ 様式第 5 号（第一種計画変更不認定通知書）について、別添 102 のとおり改める。

- オ 様式第 6 号（第一種計画認定取消通知書）について、別添 103 のとおり改める。
- カ 様式第 8 号（第二種計画認定通知書）について、別添 104 のとおり改める。
- キ 様式第 9 号（第二種計画不認定通知書）について、別添 105 のとおり改める。
- ク 様式第 10 号（第二種計画変更認定通知書）について、別添 106 のとおり改める。
- ケ 様式第 11 号（第二種計画変更不認定通知書）について、別添 107 のとおり改める。
- コ 様式第 12 号（第二種計画認定取消通知書）について、別添 108 のとおり改める。

監 視 に従事する者に対する適用除外許可書
断続的労働

第 号
平成 年 月 日

事業場の名称
所 在 地
代表者職氏名

殿

労働基準監督署長

印

平成 年 月 日 付けをもって申請のあった 監 視 に従事する
断続的労働 者に対する適用除外については、下記の附款を附して許可する。

なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

記

- 1 監 視 に従事する者の人数は次のとおりとすること。
断続的労働 監 視 人以内
断続的労働 断続的労働 人以内
- 2 精神緊張度の高い労働につかせる等許可した勤務の態様と異なる勤務に従事させないこと。
- 3 断続的労働については、実際に作業する時間の合計がいわゆる手待時間の合計よりも少なく、かつ、実際に作業する時間の合計が8時間以内であること。

(備 考)

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

断続的な宿直又は日直勤務許可書

第 号

平成 年 月 日

事業の名称

所在地

代表者職氏名

殿

労働基準監督署長 印

平成 年 月 日 付けをもって申請のあった断続的な宿直又は日直の勤務については、下記の附款を附して許可する。

なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

記

- 1 1回の勤務に従事する者は次のとおりとする。

宿直 人以内

日直 人以内

- 2 1人の従事回数は次の回数をこえないこと。

宿直 週1回

日直 月1回

- 3 勤務の開始及び終了の時刻は、それぞれ次のとおりとすること。

宿直 開始 時 分より前に勤務につかせないこと。

終了 時 分より後に勤務につかせないこと。

日直 開始 時 分より前に勤務につかせないこと。

終了 時 分より後に勤務につかせないこと。

- 4 1回の宿直又は日直の手当額は 円以上とすること。

なお、この金額については、将来においても、宿直又は日直の勤務につくことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の1人1日平均額の3分の1を下回らないようにすること。

- 5 通常の労働に従事させる等許可した勤務の態様と異なる勤務に従事させないこと。

- 6 宿直の勤務につかせる場合は、就寝のための設備を設けること。

(備考)

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

別記様式

<p>貯蓄金保全命令書</p> <p>(事業者等)</p> <p style="text-align: center;">基 署貯第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">労働基準監督署長 印</p> <p>(事業場の名称)</p> <p style="text-align: center;">における貯蓄金の管理に関して適法な保全措置が講じられていないと認められるので、賃金の支払の確保等に関する法律第4条の規定に基づき、それぞれ「命令の内容」欄及び「是正の期限」欄記載のとおり命令します。</p> <p style="text-align: center;">なお、この命令に違反した場合には送検手続をとることがあります。</p>	
命 令 の 内 容	是 正 期 限
備 考	<p>1 貴事業場における貯蓄金の管理に関して適法な保全措置を講じた場合には、その旨報告してください。</p> <p>2 この命令に不服がある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、命令があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。</p> <p>3 この命令に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、命令があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。</p> <p style="text-align: center;">また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この命令に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。</p> <p>4 この命令書は3年間保存してください。</p>
<p>受領年月日</p> <p>受領者職氏名</p>	<p>年 月 日</p>

様式第1号

監視
断続的労働 に従事する者に対する適用除外許可書第 号
平成 年 月 日

事業場の名称

所在地

代表者職氏名

殿

労働基準監督署長

印

平成 年 月 日 付けをもって申請のあった 監視
断続的労働 に従事する
者に対する適用除外については、下記の附款を附して許可する。

なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

記

- 監視
断続的労働 に従事する者の人数は次のとおりとすること。
監視 人以内
断続的労働 人以内
- 精神緊張度の高い労働につかせる等許可した勤務の態様と異なる勤務に従事させないこと。
- 断続的労働については、実際に作業する時間の合計がいわゆる手待時間の合計よりも少なく、かつ、実際に作業する時間の合計が8時間以内であること。

(備考)

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

様式第2号

監視
断続的労働 に従事する者に対する適用除外不許可通知書第 号
平成 年 月 日

事業場の名称

所在地

代表者職氏名

殿

労働基準監督署長

印

平成 年 月 日 付けをもって申請のあった労働基準法第41条第3号に基づく

監視
断続的労働者に対する適用除外については、下記の理由により不許可とする。

記

(備考)

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても判決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、判決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

様式第4号

監視
断続的労働 に従事する者に対する適用除外許可の取消通知書第 号
平成 年 月 日事業場の名
称
所在地
代表者職氏
名

殿

労働基準監督署長

印

平成 年 月 日 第 号により許可した労働基準法第41条第3項に基づく

監視
断続的労働者に対する適用除外の許可については、下記の理由によりこれを取り消す。

記

(備考)

この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

児童の使用許可書

平成 年 月 日
第 年 月 日

事業の名称

所在地

代表者職氏名

殿

労働基準監督署長 印

平成 年 月 日付けをもって申請のあった労働基準法第56条第2項に基づく児童（氏名 ）の使用許可申請については、下記の附款を附して許可する。

なお、この附款に反した場合には、許可を取り消すことがある。

記

許可した勤務の態様と異なる態様に従事させないこと。

(備考)

この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても判決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、判決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

児童の使用不許可通知書

平成 第 年 月 日

事業の名称
所在地
代表者職氏名

殿

労働基準監督署長 印

平成 年 月 日付けをもって申請のあった労働基準法第56条第2項に基づく児童（氏名 ）の使用許可申請については、下記の理由により不許可とする。

記

(備考)

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

最低賃金の減額の特例許可書

別添9

事業場の名称

所在地

使用者職氏名

1 減額の特例を許可する
最低賃金件名

①

最低賃金

②

最低賃金

③

最低賃金

2 許可対象労働者氏名等

3 従事させようとする
業務の種類

4 労働の態様

5 最低賃金法第4条の適
用を受ける減額後の最
低賃金額

上記1の①の最低賃金について

円

上記1の②の最低賃金について

円

上記1の③の最低賃金について

円

乗じて得た額を当該改定後の最低賃金額から減じた額とする。

なお、減額率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てること。

6 支払賃金額

上記5に記載の金額（複数ある場合はそのうち最も金額の高いもの）以上の額とすること。

なお、上記1以外に適用される最低賃金がある場合は、当該最低賃金額と上記5の減額後の最低賃金額を比較し、そのうち最も金額の高いものの額以上の額とすること。

記

(裏面の備考欄もご覧下さい。)

備 考

- 1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- 2 許可対象労働者について、「従事させようとする業務の種類」及び「労働の態様」を変更した場合は、本件の許可の効力は及びません。減額前に適用されていた最低賃金額以上を支払うか、又は、新たな業務が許可対象業務であれば、新たに減額の特例許可申請を行い、許可を受けて下さい。
なお、減額の特例許可を受けずに適用される最低賃金額を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法第4条違反となります。
- 3 特定最低賃金に係る減額の特例許可を受けた場合において、実際の支払賃金額が当該減額後の特定最低賃金額未満で、当該減額対象労働者に適用される地域別最低賃金額以上である場合は、労働基準法第24条違反としてその罰則が適用されることがあります。
また、支払賃金額が当該減額対象労働者に適用される地域別最低賃金額未満の場合は、最低賃金法第4条違反となり、その罰則が適用されることがあります。
- 4 「支払い賃金額」には、次の賃金は算入されません。（最低賃金法施行規則第1条）
 - ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ②1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
 - ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
 - ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
 - ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金の減額の特例許可書

別添10

事業場の名称

所在地

使用者職氏名

1 減額の特例を許可する
最低賃金件名

①

最低賃金

②

最低賃金

③

最低賃金

2 許可対象労働者氏名等

3 許可対象労働者が受ける
職業訓練

職業訓練の種類
訓練課程
訓練科

4 職業訓練時間数と所定
労働時間数

1日当たりの平均職業訓練時間数
1日当たりの平均所定労働時間数

5 従事させようとする
業務の種類

6 労働の態様

7 最低賃金法第4条の適
用を受ける減額後の最
低賃金額

上記1の①の最低賃金について
上記1の②の最低賃金について
上記1の③の最低賃金について

円
円
円

乗じて得た額を当該改定後の最低賃金額から減じた額とする。
なお、減額率を乗じて得た額に1円未満が生じた場合は、1円未満を切り捨てること。

8 支払い賃金額

上記7に記載の金額（複数ある場合はそのうち最も金額の高いもの）以上の額とすること。
なお、上記1以外に適用される最低賃金がある場合は、当該最低賃金額と上記7の減額後の最低賃金額を比較し、そのうち最も金額の高いものの額以上の額とすること。

記

(裏面の備考欄もご覧下さい。)

備 考

- 1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- 2 許可対象労働者について、「従事させようとする業務の種類」及び「労働の態様」を変更した場合は、本件の許可の効力は及びません。減額前に適用されていた最低賃金額以上を支払うか、又は、新たな業務が許可対象業務であれば、新たに減額の特例許可申請を行い、許可を受けて下さい。
なお、減額の特例許可を受けずに適用される最低賃金額を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法第4条違反となります。
- 3 特定最低賃金に係る減額の特例許可を受けた場合において、実際の支払賃金額が当該減額後の特定最低賃金額未満で、当該減額対象労働者に適用される地域別最低賃金額以上である場合は、労働基準法第24条違反としてその罰則が適用されることがあります。
また、支払賃金額が当該減額対象労働者に適用される地域別最低賃金額未満の場合は、最低賃金法第4条違反となり、その罰則が適用されることがあります。
- 4 「支払い賃金額」には、次の賃金は算入されません。（最低賃金法施行規則第1条）
 - ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ②1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
 - ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
 - ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
 - ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金の減額の特例許可書

別添11

事業場の名称

所在地

使用者職氏名

1 減額の特例を許可する 最低賃金件名	①	最低賃金
	②	最低賃金
	③	最低賃金

- 2 許可対象労働者氏名等
- 3 従事させようとする
業務の種類
- 4 労働の態様

5 所定時間数	所定労働時間数
うち実作業時間数と手 待ち時間数	実作業時間数 手待ち時間数

6 最低賃金法第4条の適 用を受ける減額後の最 低賃金額	上記1の①の最低賃金について	円
	上記1の②の最低賃金について	円
	上記1の③の最低賃金について	円

乗じて得た額を当該改定後の最低賃金額から減じた額とする。

なお、減額率を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てること。

7 支払賃金額	上記6に記載の金額（複数ある場合はそのうち最も金額の高いもの）以上の額とする。 なお、上記1以外に適用される最低賃金がある場合は、当該最低賃金額と上記6の減額後の最低賃金額を比較し、そのうち最も金額の高いものの額以上の額とすること。
---------	---

記

(裏面の備考欄もご覧下さい。)

備考

- 1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても判決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、判決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- 2 許可対象労働者について、「従事させようとする業務の種類」及び「労働の態様」を変更した場合は、本件の許可の効力は及びません。減額前に適用されていた最低賃金額以上を支払うか、又は、新たな業務が許可対象業務であれば、新たに減額の特例許可申請を行い、許可を受けて下さい。
なお、減額の特例許可を受けずに適用される最低賃金額を下回る賃金を支払った場合は、最低賃金法第4条違反となります。
- 3 特定最低賃金に係る減額の特例許可を受けた場合において、実際の支払賃金額が当該減額後の特定最低賃金額未満で、当該減額対象労働者に適用される地域別最低賃金額以上である場合は、労働基準法第24条違反としてその罰則が適用されることがあります。
また、支払賃金額が当該減額対象労働者に適用される地域別最低賃金額未満の場合は、最低賃金法第4条違反となり、その罰則が適用されることがあります。
- 4 「支払い賃金額」には、次の賃金は算入されません。（最低賃金法施行規則第1条）
 - ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
 - ② 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 - ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
 - ④ 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
 - ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
 - ⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

最低賃金の減額の特例不許可通知書

別添12

事業場の名称

所在地

使用者職氏名

記

備考

この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

最低賃金の減額の特例許可取消通知書

別添13

事業場の名称

所在地

使用者職氏名

××年××月××日付けをもって最低賃金法第7条の規定に基づく申請のあったに対する最低賃金の減額の特例許可については、××年××月××日付けをもって許可したところであるが、下記の理由により××年××月××日から、その許可を取り消す。

記

備考

この処分に対する不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

労働者災害補償保険 特別加入承認 通知書
特別加入者の給付基礎日額決定

(枚の内 1 枚目)

労働保険番号	府	果	所	管	轄	基 幹 番 号				枝 番 号	承認番号	
事務組合・事業 又は団体の名称												

年 月 日 付けで申請・届出のあった
 の特別加入については、下記の附款を附して
 年 月 日 から別紙のとおり承認します。
 ただし、下記の者については、特別加入を認めません。

特別加入を認めない者の氏名	特別加入を認めない理由

特別加入者に係る給付基礎日額については、
 年 月 日 から別紙のとおり決定します。

年 月 日

労働局長 印

殿

※ 附款

- 以下の事由が生じた場合は、特別加入に関する変更届を労働局長（所轄労働基準監督署長経由）に届出を行うこと。届け出た日の翌日以降30日以内の希望する日から、労働者災害補償保険法所定の効果を生じます。（加入時健康診断が必要な者は、所轄局長の承認が必要です。）
 - ア 承認された者について、①氏名②従事する業務内容又は作業内容③事業主又は一人親方との関係を変更したとき
 - イ 新たに特別加入者の要件に該当する者が生じた場合
 - ウ 特別加入者の要件に該当しなくなった者がいる場合（全員が脱退する場合を除く）
- 届出がない場合又は届出があっても災害が生じた後に届出がなされた場合には、上記の効果は生じません。
- 3 家内労働者については、当該承認の日に属する保険年度の末日までの期限付き承認となります。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
 なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

保険給付の対象についての留意点

特別加入された方が被災した場合、その災害が保険給付の対象となるか否かは、厚生労働省労働基準局長が定めた基準により認定することとなっており、この基準ではおよそ次のものが保険給付の対象となります。

また、特別加入前に発生した事由による負傷、疾病等に関しては、保険給付等が行われません。

なお、疾病の判断のために、就業時間を証明するものが必要となる場合があります。

中小事業主の方々の場合

保険給付の対象となるのは、当該事業に所属する労働者が行う業務に準じた業務による災害です。したがって、次の業務による災害は保険給付の対象となりません。

特別加入申請書の業務の内容欄に記載された所定労働時間外に行う業務
(ただし、当該事業場の労働者が時間外労働を行っている時間の範囲内であるものを除く。)

中小事業主等の特別加入者が、事業主の立場において行う事業主本来の業務
(例えば、役員会議、事業主団体の会議への出席等。)

一人親方等の方々の場合

保険給付の対象となるのは、その従事する事業又は作業の種類ごとに決められた行為による災害に限られています。例えば、建設の事業に特別加入した方が店頭で販売することを目的に自家内作業場において製品を製造中に被った災害は保険給付の対象となりません。

海外派遣者の方々の場合

保険給付の対象となるのは、国内において労働者が被った災害と同じものです。したがって、例えば、第三者の一方的な加害行為による災害、戦争の巻き添え災害、特定の地域においては誰でも感染するような伝染病や風土病にり病した場合等については一般に保険給付の対象にはなりません。

なお、詳しくは最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

労働者災害補償保険 特別加入不承認通知書

労働保険番号	府	県	所	管	轄	基 幹 番 号				枝 番 号			

(枚の内 1 枚目)

事務組合・事業
又は団体の名称

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た
の 特 別 加 入 に つ い て は、 下 記 の 理 由 に よ り 承 認 し ま せ ン。

承認しない理由	
---------	--

年 月 日 付 け で 届 出 の あ っ た 者 の う ち、
下 記 の 者 に つ い て の 特 別 加 入 は 認 め ま せ ン。

特別加入を認めない者の氏名	特別加入を認めない理由

年 月 日

労働局長 印

殿

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

労働者災害補償保険 特別加入脱退承認通知書

労働保険番号	府	県	所	管	轄	基 幹 番 号				枝 番 号				承認番号	
事務組合・事業 又は団体の名称															
<p>年 月 日 付けで申請のあった</p> <p>の特別加入脱退については、</p> <p>年 月 日 から別紙のとおり承認します。</p>															
<p>_____ 年 月 日</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">労働局長 印</p> <p style="text-align: center;">殿</p>															

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

労働者災害補償保険 特別加入脱退不承認通知書

労働保険番号	府	県	所	管	轄	基 幹 番 号				枝 番 号				
事務組合・事業 又は団体の名称														
<p>年 月 日 付で申請のあった</p> <p>の特別加入脱退については、下記の理由により承認しません。</p>														
<table border="1"> <tr> <td>承認しない理由</td> <td></td> </tr> </table>													承認しない理由	
承認しない理由														
<p>年 月 日</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">労働局長 印</p> <p style="text-align: center;">殿</p>														

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

労働者災害補償保険 中小事業主等 一人親方等 特別加入承認取消通知書
海外派遣者

労働保険番号	府	県	所	管	轄	基幹番号				枝番号		承認番号	
事業場の名称 又は団体の名称													
事業場の所在地 又は団体の所在地													
保険加入者の氏名 又は団体の代表者氏名													
<p>年 月 日 付けで承認した上記に係る</p> <p>の特別加入について、労災保険法 の規定により</p> <p>年 月 日 付けをもって取消したので通知します。</p>													
承認取消理由													
<p>_____ 年 月 日</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: right;">労働局長 印</p> <p style="text-align: center;">殿</p>													

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

年金証書番号	提出局種別	西暦年	番号	枝番号
.....

支給
不支給
変更
通知書

労働基準監督署長 印

○ 労災就学援護費

① 新規・増 又は減の別	② 在学者の氏名 (フリガナ)	③ 生年月日	④ 申請者と 同一生計の有無	⑤ 支給区分	⑥ 支給開始 年月	⑦ 支給終了 (予定)年月	⑧ 支給事由の なくなった月	⑨ 支給事由のなくなった事由	⑩ 備考	※ 承認
新規 増	年 月 日	1. 有	1. 小学校	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	1. 死亡 2. 退学 3. 婚姻 4. 養子縁組 5. 養子離縁 6. 同一生計解消		支給
減	年 月 日	3. 無	5. 高等学校	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	1. 死亡 2. 退学 3. 婚姻 4. 養子縁組 5. 養子離縁 6. 同一生計解消		不支給
新規 増	年 月 日	1. 有	3. 中学校	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	1. 死亡 2. 退学 3. 婚姻 4. 養子縁組 5. 養子離縁 6. 同一生計解消		支給
減	年 月 日	3. 無	7. 大学	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	1. 死亡 2. 退学 3. 婚姻 4. 養子縁組 5. 養子離縁 6. 同一生計解消		不支給

○ 労災就労保育援護費

① 新規・増 又は減の別	② 要保児童の氏名 (フリガナ)	③ 生年月日	④-1 申請者と 同一生計の有無	④-2 就労者との 同一生計の有無	⑤ 支給区分 (4月1日現在)	⑥ 支給開始 年月	⑦ 支給終了 (予定)年月	⑧ 支給事由の なくなった月	⑨ 支給事由のなくなった事由	⑩ 備考	※ 承認
新規 増	年 月 日	1. 有	1. 有	2-1 満6歳未満	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	1. 死亡 2. 退園・退所等 3. 婚姻 4. 養子縁組 5. 養子離縁 6. 同一生計解消 7. 不就労		支給
減	年 月 日	3. 無	3. 無	2-口 満6歳以上	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	1. 死亡 2. 退園・退所等 3. 婚姻 4. 養子縁組 5. 養子離縁 6. 同一生計解消 7. 不就労		不支給
新規 増	年 月 日	1. 有	1. 有	2-1 満6歳未満	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	1. 死亡 2. 退園・退所等 3. 婚姻 4. 養子縁組 5. 養子離縁 6. 同一生計解消 7. 不就労		支給
減	年 月 日	3. 無	3. 無	2-口 満6歳以上	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	1. 死亡 2. 退園・退所等 3. 婚姻 4. 養子縁組 5. 養子離縁 6. 同一生計解消 7. 不就労		不支給

上記のとおり労災就学等援護費の不支給を通知します。

郵便番号 _____ 電話番号 _____
 申請者の _____ 住所 _____
 (年金受給権者) 氏名 _____ 氏名 _____ 氏名 _____
 _____ 電話番号 _____

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
 なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

労働者災害補償保険

職能回復援護承認
不承認 決定通知書

申請者の	氏名	承認番号	No.
	住所	生年月日	年 月 日
承認した傷病の名称			
教習所（講習会等）の名称 及び所在地		名称	所在地
不承認理由			
備考			

平成 年 月 日付けで申請のあった職能回復援護については、上記のとおり
承認
の決定をしたので通知します。
不承認

平成 年 月 日

労働局長印

この決定の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先までご連絡ください。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

照会先 ○○労働局労働基準部労災補償課○○係
電話 ○○○-○○○

- (注) ・記入に際し、承認・不承認のうち不要の部分は抹消する。
・大きさは、ハガキ大とする。

平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

○ ○

労働局長

印

外科後処置承認決定通知書

平成 年 月 日付けをもって申請のあった外科後処置に関する診療について、承認と決定しましたので通知します。

なお、診療を受けようとするときは、医療機関に当該承認決定通知書を提出すること。

承認番号	No.		
労働保険番号			
氏名	生年月日	年 月 日	
障害の部位			
障害(補償)年金の証書番号	第	号	
受きたい外科後処置の内容			
外科後処置を受ける医療機関名			
医療機関の所在地			
医療機関が希望する入院年月日	平成 年 月 日		

この決定の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先までご連絡ください。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

照会先 ○○労働局労働基準部労災補償課○○係
電話 ○○○-○○○○

様式第3号(2)

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 労働局長

印

外科後処置不承認決定通知書

平成 年 月 日付けをもって申請された外科後処置に関する診療について、不承認と決定しましたので通知します。

不承認の理由

この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先までご連絡ください。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

照会先 〇〇労働局労働基準部労災補償課〇〇係
電話 〇〇〇-〇〇〇〇

様式第5号(2)

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 労働局長

印

外科後処置旅費支給承認・不承認決定通知書

平成 年 月 日付けをもって申請された外科後処置に関する旅費申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認事項 全部 ・ 一部 ・ 不承認

2 承認額 _____ 円

この決定の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先までご連絡ください。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する判決を経る前又はその審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、判決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

照会先 〇〇労働局労働基準部労災補償課〇〇係
電話 〇〇〇-〇〇〇〇

支 給 決 定
休業補償特別援護金 通 知
不 支 給 決 定

あなたが申請された休業補償特別援護金については、下記のとおり支給決定・不支給決定したので通知します。

年 月 日

殿

労働基準監督署長 印

決 定 年 月 日	
支 給 決 定 金 額	(但し、 年 月 日～ 年 月 日の3日間分)
不 支 給 の 理 由	

この通知は、休業補償特別援護金支給及び変更決定のお知らせです。
支給決定した方への支払日のお知らせは、別途の通知となります。
この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

労働者災害補償保険

休業補償特別援護金支給決定取消決定通知

____年 月 日

殿

労働基準監督署長 [印]

さきに貴殿に対してなした休業補償特別援護金の支給決定については、下記の理由によりこれを取り消し、新たに不支給と決定したので通知します。

なお、支給決定を取り消した休業補償特別援護金については、同封の納入告知書により告知書記載の指定銀行に振り込むか、若しくは 労働局へ持参の上納入してください。

記

支給決定取消理由	
----------	--

この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

様式第4号(1)

平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ 労働局長

印

労災はり・きゅう施術特別援護措置承認決定通知書

平成 年 月 日付けをもって申請のあった労災はり・きゅう施術特別援護措置について、承認と決定しましたので通知します。

なお、はり・きゅうの施術を受けるときには、本承認決定通知書を施術所に提示してください。

承認 No.			
労働保険番号			
氏名	生年月日	年 月 日	
傷病名	障害の部位		
施術所の名称			
施術所の所在地			
施術期間	年 月 日から 年 月 日まで		
施術回数	原則として、1か月につき5回を限度とする。		

この決定の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先までご連絡ください。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

照会先 ○○労働局労働基準部労災補償課○○係
電話 ○○○-○○○○

様式第4号(2)

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

〇 〇 労働局長

印

労災はり・きゅう施術特別援護措置不承認決定通知書

平成 年 月 日付けをもって申請された労災はり・きゅう施術特別援護措置について、不承認と決定しましたので通知します。

不承認の理由

この決定の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先までご連絡ください。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

照会先 〇〇労働局労働基準部労災補償課〇〇係
電話 〇〇〇-〇〇〇〇

労働者災害補償保険
長期家族介護者援護金
支給・不支給決定通知書

承認番号 _____

申請人氏名	
支給金額	円
不支給の場合の理由	
備考	

平成 年 月 日に申請のあった長期家族介護者援護金については、上記のとおり支給・不支給決定したので通知します。

平成 年 月 日

労働局長 印

この決定の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先までご連絡ください。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

照会先 ○○労働局労働基準部労災補償課

電話番号 ○○-○○○○-○○○○

労働者災害補償保険

振動障害者社会復帰援護金 ^{支給}/_{不支給} 決定通知書

	承認番号	No.	承認年月日	平成	年	月	日
申請者氏名							
支給金額							
不支給の場合の理由							
備考							

平成 年 月 日付けで申請のあった振動障害者社会復帰援護金については、
 上記のとおり ^{支給}/_{不支給} することとしたので通知します。

平成 年 月 日

労働局長 印

この決定の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先までご連絡ください。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

照会先 ○○労働局労働基準部労災補償課○○係
 電話 ○○○-○○○○

361

アフターケア通院費
支給・不支給決定・変更決定 通知

申請者氏名	
健康管理手帳番号	
金額	
通院年月日	
備考	
番号	

所在地

年 月 日

様

郵 便 は が き

このはがきは、支給及び変更決定のお知らせです。
支給決定した方への支払日のお知らせは、別途の通知となります。

局名

○通院費の支給については、表記のとおり決定したので通知します。

労働局長 印

不支給決定/変更決定の理由

○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、表記の労働局まで照会してください。

○ この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

様式第 2 号

労災療養援護金 ^{認定} 決定通知書
_{不認定}

氏 名	認定番号	
	認定の日	平成 年 月 日
不認定の場合 の理由		

上記のとおり ^{認定} _{不認定} することとしたので、通知します。

平成 年 月 日

労働局長 ㊟

殿

この決定の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先までご連絡ください。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

照会先 ○○労働局労働基準部労災補償課○○係

電話 ○○○-○○○○

様式第 4 号

第 号
平成 年 月 日

殿

労働局長

健康管理手帳の (新規) 交付 申請に係る 交付 決定通知書
更新 不交付

平成 年 月 日に貴殿から行われた標記の申請については、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

・別添のとおり、下記傷病名に係る健康管理手帳を_____します。

対象傷病名 _____

・以下の理由により健康管理手帳の_____が認められません。

理由

この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当局まで照会して下さい。
また、手帳の更新を受けた場合は、前回交付された手帳を一週間以内に返納してください。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

400

は が き

労働者災害補償保険
療養補償給付等



請求人氏名	
業 通 の 別	
決定年月日	年 月 日
番 号	

様

あなたが請求された療養(補償)の給付を
上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

所在地

労働基準監督署長



官署名

不支給・変更理由

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、表記の労働基準監督署まで照会してください。
 - (1) 表記の保険給付に関する決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」といいます。)に対して審査請求をすることができます。
 - (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
 - (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。)決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

401

労働者災害補償保険
療養・休業補償給付等
支給決定・不支給決定 通知

請求人 氏名				給付 の種類	
支給決定金額	保険給付額				
	特別支給金額				
期 間	から		まで		
算 定 基 礎	給付基礎日額	スライド率(%)	支給日数		
減額 及び 不 理 支 給 由	一部負担金相当額				
	厚年等調整減額	年金			
番号					

郵便はがき

年 月 日

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を表記のとおり決定したので通知します。

所在地

官署名
労働基準監督署長

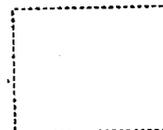
このはがきは、支給及び変更決定のお知らせです。支給決定した方への支払日のお知らせは、別途の通知となります。

減額及び不支給決定の理由

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、表記の労働基準監督署まで照会してください。
- (1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

620

労働者災害補償保険
二次健康診断等給付



請求人の氏名			
決定年月日	年	月	日
番号			

あなたが請求された二次健康診断等給付を
上記の通り決定したので通知します。

様

年 月 日

は
が
紙

労働局長 印

電話

不 支 給 ・ 変 更 理 由

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、表記の労働局まで照会してください。
 - (1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に表記の労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
 - (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
 - (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

保険給付 支給 決定の変更決定通知書
不支給

労働者の氏名 労災 太郎	労働保険番号 131101678901234 年金証書番号 123456789	生年月日 S1610203	傷病年月日 H280405						
変更決定の内訳	当初支給決定・取消額 (1)	1	0	0	0	0	0	0	0
	今回決定額 (2)	1	2	0	0	0	0	0	0
	追給額 (2)-(1)	2	0	0	0	0	0	0	0
	回収額 (1)-(2)								0
	(空欄)								

さきに貴殿に対してなした療養補償給付たる療養の費用の支給決定については、下記の理由により上記内訳のとおり、取り消し、新たに変更決定したので通知します。

追給額は、別送の支払通知書によりお支払い致します。
 同封

過払額は、別送の納入告知書により告知書記載の指定銀行に払い込むか、もしくは当署へ持参の上納入してください。
 同封

この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

(1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

(2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

(3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長 印

_____ 様

変更決定の理由	
変更決定の理由	
変更決定の理由	
変更決定の理由	

労働者災害補償保険

支給
不支給
保険給付等 決定の変更決定通知書

さきに貴殿に対してなした療養補償給付たる療養の費用の支給決定については、療養給付たる療養の費用の不支給

下記の理由により裏面内訳のとおり、取り消し、新たに変更決定したので通知します。

- 追給額は、別送の支払通知書によりお支払い致します。
- 過払額は、別送の納入告知書により告知書記載の指定銀行に払い込むか、もしくは当署へ持参の上納入してください。

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- (1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長 印

様

変更決定の理由	-----

は が き

452 労働者災害補償保険
年金・一時金給付等

請求書名	
請求人氏名	
決定年月日	年 月 日
交付番号	

あなたが申請請求された保険給付・特別支給金を表記の上お取り決定したので通知します。

年 月 日

労働基準監督署  電話番号

不支給・不変更理由

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
 - (1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
 - (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
 - (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

は が き

483 石綿健康被害救済法
特別遺族給付金

請求書名	
請求人氏名	
決定年月日	年 月 日
受付番号	

あなたが請求された特別遺族給付金を
表記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

労働基準監督署  電話番号

不支給・不変更理由

- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
 - (1) 表記の特別遺族給付金に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
 - (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
 - (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、判決を経る前又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、判決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

労働者災害補償保険
年金給付等

XXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XX
XX
XX
XX
XX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXX 99年 99月 99日
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
電話番号 XXXXXXXXXXXXXXX

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を下記のとおり決定したので通知します。

XXXXXXXXXXXX 労働基準監督署長 

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

年金証書番号	XXXXXXXX	年金の種類	XXXXXXXXXXXX
変更届等の種類	XX		
年金年額	X X X X X X X X X X	決定年月日	XXXX 99年 99月 99日
特別年金年額	X X X X X X X X X X	変更年月日	XXXX 99年 99月 99日
傷病差額特別年金	X X X X X X X X X X	三者損賠受領額	999,999,999
算定基礎	平均賃金	特別給与の総額	既存障害 傷病・障害等級号 算定人数 スライド率 重大過失 滞納率
	X X X X X X X X X X	9 9 ; 9 9 9 ; 9 9 9	9 99 X X X X X X 9人 99999.9% 9 99%
	給付日額 (999;999 ×	給付日数 XXXXXXXX XX	厚年等調整率(額) XXXXXXXXXX) × 支給制限率 9999% = 年金年額 999;999;999
	算定日額 999;999 ×	給付日数 XXXXXXXX	× 支給制限率 9999% = 特別年金年額 999;999;999
理由	XX XX XX XX XX		

- 年金の支払日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、金融機関等の直前の営業日となります。
- この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
- _____の一時差止め決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する判決を経る前又はその審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、判決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

労働者災害補償保険
年金給付等

XXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XX
XX
XX
XX
XX
XX
XX
XX
XX

XXXX 99年 99月 99日
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
電話番号 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を下記のとおり決定したので通知します。

XXXXXXXXXXXX 労働基準監督署長 

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

年金証書番号	XXXXXXXXXX	年金の種類	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
変更届等の種類	XX		
年金年額	X X X X X X X X X X	決定年月日	XXXX 99年 99月 99日
特別年金年額	X X X X X X X X X X	変更年月日	XXXX 99年 99月 99日
傷病差額特別年金	X X X X X X X X X X	三者損受領額	999,999,999
算定基礎	平均賃金	特別給与の総額	既存障害 傷病・障害等級号 算定人数 スライド率 重大過失 滞納率
	X X X X X X X X X X	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 X X X X X X 9人 99999.9% 9 99%
	給付日額	給付日数	厚年等調整率(額) 支給制限率 年金年額
	(9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 × XXXXXXXX XX X X X X X X X X X X) × 9 9 9 9 % = 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		
算定日額	給付日数	支給制限率 特別年金年額	
9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 × XXXXXXXX × 9 9 9 9 % = 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9			
理由	XX XX XX XX XX		

○ ○ 年金の支払日が土曜日、日曜日又は祝祭日の場合は、金融機関等の直前の営業日となります。

この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。

(1) 上記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に上記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

(2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

(3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年金給付変更決定通知書

さきに貴殿に対してなした裏面内訳の年金給付の決定については、下記の理由により裏面内訳のとおり、取消し新たに変更決定したので通知します。

- 追給額は、裏面内訳の「追給・回収額合計」欄の金額をお支払い致します。
- 過払額は、裏面内訳の「追給・回収額合計」欄の金額について「調整額処理方法」欄のとおりと致します。
- (1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
 また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
 なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長



様

変更決定の理由	-----

特別遺族年金変更決定通知書

さきに貴殿に対してなした裏面内訳の年金の決定については、下記の理由により裏面内訳のとおり、取消し新たに変更決定したので通知します。

- 追給額は、裏面内訳の「追給・回収額合計」欄の金額をお支払い致します。
- 過払額は、裏面内訳の「追給・回収額合計」欄の金額について「調整額処理方法」欄のとおりと致します。
- (1) 表記の特別遺族給付金に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
 また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
 なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長



様

変更決定の理由	-----

労働者災害補償保険

一時金給付変更決定通知書

さきに貴殿に対してなした裏面内訳の一時金給付の決定については、下記の理由により裏面内訳のとおり取り消し、新たに変更決定したので通知します。

- 追給額は、裏面内訳の「支払額」欄の金額をお支払い致します。
 - 過払額は、裏面内訳の「回収額」欄の金額を、別送の納入告知書により告知書記載の指定銀行に払い込むか、もしくは当署へ持参の上納入して下さい。
 - (1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
 - (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
 - (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- また、審査会に対して再審査請求をした場合には、判決を経る前又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、判決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長



様

変更決定の理由	-----

特別遺族一時金変更決定通知書

さきに貴殿に対してなした裏面内訳の特別遺族給付金の決定については、下記の理由により裏面内訳のとおり取り消し、新たに変更決定したので通知します。

- 追給額は、裏面内訳の「支払額」欄の金額をお支払い致します。
- 過払額は、裏面内訳の「回収額」欄の金額を、別送の納入告知書により告知書記載の指定銀行に払い込むか、もしくは当署へ持参の上納入して下さい。
- (1) 表記の特別遺族給付金に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に下記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
 また、審査会に対して再審査請求をした場合には、判決を経る前又は判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、判決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
 なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長



様

変更決定の理由	

<p>< 労働者災害補償保険 > スライド率の改定による</p> <p>変更後労働者番号 平成 25年 8月 1日 年金証書番号 1301-999999999</p> <p>あなたの労働保険年金及び特別年金は 8月分から次の年金給付(算定)基礎日額 によって計算しますので、下記のとおり額 が変更されます。</p> <p>①年金 (スライド 99999.9%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>給付日額</th> <th>給付日数(日)</th> <th>厚年</th> <th>年金金額(円)</th> </tr> <tr> <td>9999999</td> <td>999.99</td> <td>99</td> <td>99999999999</td> </tr> </table> <p>②特別年金 (スライド 99999.9%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>算定日額</th> <th>給付日数(日)</th> <th>厚年年額(円)</th> </tr> <tr> <td>9999999</td> <td>999.99</td> <td>9999999999</td> </tr> </table> <p>③傷病等調整特別年金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>傷病等調整特別年金</th> </tr> <tr> <td>9999999999</td> </tr> </table> <p>この通知書は再発行しませんので、大切に保管して ください (裏面の記載事項をよくお読みください。)</p>	給付日額	給付日数(日)	厚年	年金金額(円)	9999999	999.99	99	99999999999	算定日額	給付日数(日)	厚年年額(円)	9999999	999.99	9999999999	傷病等調整特別年金	9999999999	<p>は が き</p> <p>999-9999 東京都 新宿区西新宿9-9-99</p> <p>年金 太郎</p> <p>1301</p> <p style="text-align: center;">中央労働基準監督署長</p> <p>問い合わせ先 中央労働基準監督署 文京区後楽9-9-99 飯田橋合同庁舎 電話番号 999-999-9999</p>
給付日額	給付日数(日)	厚年	年金金額(円)														
9999999	999.99	99	99999999999														
算定日額	給付日数(日)	厚年年額(円)															
9999999	999.99	9999999999															
傷病等調整特別年金																	
9999999999																	

1 年金年額は、年金給付基礎日額を基に、次のとおり計算されます。

- (1) 厚年等調整率(厚調)欄が空欄の方.....年金給付基礎日額×給付日数
- (2) 厚年等調整率(厚調)欄に*が印書されている方.....年金給付基礎日額×給付日数×厚年等調整率
- (3) 厚年等調整率(厚調)欄に*が付されている方.....年金給付基礎日額×給付日数-厚年等年額
- (4) 厚年等調整率(厚調)欄に**が付されている方.....年金給付基礎日額×給付日数-厚年等調整率(2種併合)

2 特別年金年額は、算定基礎日額に給付日数を掛け合わせた金額です。

3 年金給付基礎日額は、原則として平均賃金に相当する額にスライド率を乗じて得た額をいいますが、その額が被災労働者の年齢階層に応ずる最低限度額(最高限度額)を下回る(上回る)ときは、その額に変えて最低限度額(最高限度額)が年金給付基礎日額となります。

4 年金のスライド率は、全産業の労働者1人あたりの平均給与額が、災害発生年度にくらべ、変動があった年の翌年度の8月から改定するものです。ただし、スライド率欄に*****が付されている方はスライド率が適用されません。また、最低限度額及び最高限度額については、年齢階層ごとに「賃金構造基本統計調査」の結果に基づいて算定し、8月から改定することになります。

(1) 表記の保険給付に関する決定(以下「本件処分」といいます。)に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」といいます。)に対して審査請求をすることができます。

(2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会(以下「審査会」といいます。)に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

(3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。)、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

◎ 不明な点がありましたら表記の労働基準監督署に年金証書番号を申し出ておたずねください。

郵便はがき

999-9999
 NNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNNNNNNNN
 NNNN

料金は納
郵便

重要書類

NNNNNNNNNN

差出人

厚生労働省労働基準局
 労災補償部労災保険業務課

〒177-0044
 東京都練馬区上石神井4-8-4

ご案内は両面にあります。
 矢印の方向へゆっくりといねいに開いてください。
 (水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

労働者災害補償保険 年金給付等		一時金支給決定通知		災害種別(業務災害)	
年金証書番号B71120042		一時金支給決定通知		災害種別(業務災害)	
保険給付時の種別(障害補償)年金前払一時金		係属年月日		平成24年 4月 1日	
保険給付一時金額		標準開始年月日		平成24年 4月 1日	
特別支給金		支給事由発生年月日		平成24年 4月 27日	
		支給決定年月日		平成24年 4月 27日	
振替費用(未支給の振替費)		三者損賠受領額			
算定基礎	平均賃金	特別給与の総額	既存障害	業務種別等時算定人数	スライド率
	50000-00	10000000		1	100%
	給付日額	給付日額	厚年等調整率(額)	支給制限率	保険給付額
	50000	1340.00		%	67000000
	算定日額	給付日額		支給制限率	特別一時金額等
				%	
一時金の等	保険給付額	前給付過額払戻	休業内払戻	回収額合計	調整額処理方法
特別支給金					
備考	保険給付の年金は、前払一時金との調整により支給停止されます。				

※の合計金額から回収額合計・三者損賠受領額を差し引いた額が一時金振込(支払)金額です。
 ただし、特別支給金については三者損賠受領額との調整は行われません。

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を上記のとおり決定したので通知します。

XXXXXXXXXX年XX月XX日 XXXXXXXX労働基準局 印

必ず裏面をご確認ください。

労働者災害補償保険 一時金支払振込通知		所在	
年金証書番号		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
支払(振込)金		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
保険給付	Y 999.999	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
特別支給	Y 999.999	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
振替費等	Y 999.999	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
合計	Y 999.999	XXXXXXXXXXXX	
振込先	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	官署	
金融機関	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
店名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXX-XX-XXXXX	
預貯金種別	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		

本通知内容について不明な点は、労働基準監督署へ照会してください。

上記の支払金額をご指定の金融機関の振替口座に振込の手続きをいたしましたので通知し

XXXXXXXXXX年XX月XX日 官署支出官 厚生労働省労働基準局長 印

○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、表記の労働基準監督署まで照会して下さい。

○ (1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。

(2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。

(3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

矢印の方向へゆっくりと回していねいにかけてください



厚生労働省

郵便はがき

999-9999
NNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNN
NNNN



重要書類 (Important Document)

NNNNNNNNNN

差出人
厚生労働省労働基準局
労災補償部労災保険業務課
〒177-0044
東京都練馬区上石神井4-8

ご案内は両面にあります。
矢印の方向へゆっくりとねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

石綿健康被害救済法 一時金支給状況通知

年金証書	*****	死亡年	平成**年**
保険給付期	*****	推定年	平成**年**
支給次	*****	支給決定年月日	平成**年**
算定人数	*****		
特別遺族給	*****		
前給付通	*****	戻収額	*****
特別遺族給付金	*****	課税額	*****
備考	*****		

※の合計金額から戻収額を差し引いた額が一時金振込(支払)額です。

あなたが請求・申請された保険給付・特別支給金を上記のとおり決定したので通知します。

XXXXXXXX年XX月XX日

XXXXXXXX労働基準監督署印

石綿健康被害救済法 特別遺族一時金支払振込通知

年金証書	*****	所在	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
支払(振込)金	特別支給 Y 999,999	官署	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
	振替 Y 999,999		XXXX-XX-XXXX
	合計 Y 999,999		
振込金融機関	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	備考	
振込店名	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
振込口座	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
振込種別	普通預金		
振込番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		

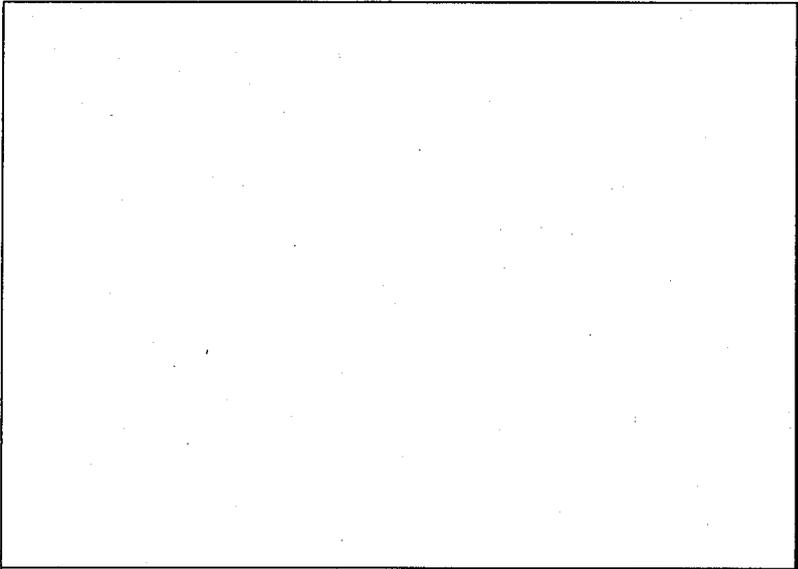
本通知内容について不明な点は、労働基準監督署へ照会してください。

上記の支払金額をご指定の金融機関の振込口座に振込の手続きをいたしましたので通知します。

XXXXXXXX年XX月XX日

官署支出官 厚生労働省労働基準局長 印

別添 55



○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、表記の労働基準監督署まで照会して下さい。

- (1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

➡ 矢印の方向へゆっくりといねいに開いてください



厚生労働省

254

労働者災害補償保険

年金証書番号			
労働者の氏名			
①	年	月	日
決定の勾印	請求対象年月	②今回決定額	③当初支給決定・取消額
	年 月		
原因			
事由			
番号			

通知

(請求人住所及び氏名)

所在地

官署名

年 月 日

郵便はがき

(裏面)

支給・不支給決定通知

○あなたが請求された保険給付を決定したので通知します。

変更決定通知

○さきにあなたに対してなした当該給付の支給・不支給決定については、右記の理由により取消し、新たに決定したので通知します。

○過払額は、同封の納入告知書により告知書記載の指定銀行に払い込むか、若しくは当署へ持参の上納入してください。

労働基準監督署長 印

○この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、当署まで照会してください。
 ○表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
 ○審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
 ○本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
 また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
 なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

不支給決定／変更決定の理由

説明事項

- 変更決定の時の計算方法
 - ①追給額－②今回決定額の合計－③当初支給決定・取消額の合計
 - ④回収額＝③当初支給決定・取消額の合計－②今回決定額の合計
- 理由欄の印書
 - 「〇年〇月は介護を受け始めた月のため支給されません」
 - 介護を受け始めた月については、親族等から費用を支出しないで介護を受けていた場合、一律定額支給されません。

郵便はがき

999-9999
 NNNNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNNNNNNNNNNNNNN
 NNNNNNNNNNNNNNNNN
 NNNN



NNNNNNNNNN 様

重要書類

#XXXX XX I/X 20120411

差出人
 厚生労働省労働基準局
 労災補償部労災保険業務課
 〒177-0044
 東京都練馬区上石神井4-8-4

ご案内は両面にあります。
 矢印の方向へゆっくりと開いてください。
 (水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

労働者災害補償保険
 介護補償給付
 (1) 支給決定通知

年金証書番号	123456789		
労働者の氏名	カイゴ イチロウ		
① 支給決定額	123,400		
決定の内訳	請求対象年月	② 今回決定額	決定額を支給する 金額
	平成24年 2月	61,700	
	平成24年 3月	61,700	
	平成24年 4月		
理由等			

あなたが請求・申請された保険給付を表記のとおり決定したので通知します。

XXXXXXXX年XX月XX日

XXXXXXXX労働基準監督署長

(必ず裏面をご確認ください。)

(2) 支払決定通知

支払(振込)金額	¥999,999,999		
振込先 金融機関 店名	××銀行 △△支店	種 別	振込
振込金額別	普通預金		
番 号	XXXX-XXXXXX-XXXXXX-XXXXXX-XX		

所在地

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXX

官署名

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXX

本通知内容について不明な点は、上記に記載された
 労働基準監督署へお問合せください。

上記の支払金額をご指定の金融機関の振込口座に振込の手続きしましたので通知します。

XXXXXXXX年XX月XX日

官署支出官 厚生労働省労働基準局長 印

○ この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、表記の労働基準監督署まで限会して下さい。

- (1) 表記の保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。



厚生労働省

義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書

照会先

殿

労働局労災補償課

電話番号

あなたが申請された義肢等補装具の購入・修理費用申請について下記のとおり承認しましたので、この承認決定通知書を下記（病院又は診療所、義肢等補装具販売・修理業者）に提示して、義肢等補装具の購入・修理を行ってください。

労働局長 ㊟

種 目		
承認番号		
義肢等補装具の採型指導を行う病院、診療所の	名 称	
	所 在 地	
義肢等補装具の購入・修理の発注を行う業者の	名 称	
	所 在 地	
購入・修理の発注を行う義肢等補装具の	名 称	
	数 量	
	左 右 の 別	
	支給上限額	
番 号		

(注意)

- 義肢・装具・車椅子等の製作については、義肢採型指導医が採型等を行った後に製作者がこれを製作するとともに、義肢・装具・車椅子等が製作されたときには、当該医師がこれを検査することになっています。
 - 費用の支給対象となるのは、労災保険の義肢等補装具費支給要綱で定められた範囲となりますので、製作者に発注する際に十分確認してください。ご不明な点があれば、必ず発注前に照会先に連絡をお願いします。
 - 製作者から義肢等補装具を受領したときは、「義肢等補装具購入・修理費用請求書」（様式第8号(1)）の「受領年月日欄」に受領した日付を記入してください。
 - 義肢等補装具の購入費用又は修理費用を請求するときには、「義肢等補装具購入・修理費用請求書」（様式第8号(1)）に、この承認決定通知書の写しを必ず添付してください。
- なお、購入・修理した義肢等補装具の種目、型式、個数等を、後日、個別訪問又は製作者に対する照会等により確認させていただく場合があります。

この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先まで照会してください。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

義肢等補装具購入・修理費用支給不承認決定通知書

照会先

殿

労働局労災補償課

電話番号

あなたが申請された義肢等補装具の購入・修理費用支給申請については、下記のとおり不承認と決定しましたので通知します。

労働局長 ㊟

不承認となった理由は下記の通りです。

1 申請事項	支給種目	
	名称	
	数量	
	左右の別	
2 不承認の理由		
番 号		

この決定理由の詳細についてお聞きになりたい点があれば、照会先まで照会してください。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

労働者災害補償保険 特別加入承認 通知書
 特別加入者の給付基礎日額決定

(1 枚の内 1 枚目)

労働保険番号	府	県	所	管	基 幹 番 号					枝 番 号			承認番号
	1	3	1	0	1	9	0	0	0	0	1	0	

事務組合・事業 又は団体の名称	労災事務組合・労災株式会社一
--------------------	----------------

平成 28年 4月 1日 付けで申請・届出のあった
 中小事業主等 の特別加入については、下記の附款を附して
 平成 28年 4月 1日 から別紙のとおり承認します。
 ただし、下記の者については、特別加入を認めません。

特別加入を認めない者の氏名	特別加入を認めない理由
労災 三郎	書類不備のため

特別加入者に係る給付基礎日額については、
 平成 28年 4月 1日 から別紙のとおり決定します。

平成 28年 4月 1日

1770044

東京都練馬区上石神井4-8-4

東京 労働局長 印

労災株式会社一

殿

※ 附款

- 以下の事由が生じた場合は、特別加入に関する変更届を労働局長（所轄労働基準監督署長経由）に届出を行うこと。届け出た日の翌日以降30日以内の希望する日から、労働者災害補償保険法所定の効果を生じます。（加入時健康診断が必要な者は、所轄局長の承認が必要です。）
 - ア 承認された者について、①氏名②従事する業務内容又は作業内容③事業主又は一人親方との関係を変更したとき
 - イ 新たに特別加入者の要件に該当する者が生じた場合
 - ウ 特別加入者の要件に該当しなくなった者がいる場合（全員が脱退する場合を除く）
- 届出がない場合又は届出があっても災害が生じた後に届出がなされた場合には、上記の効果は生じません。
- 3 家内労働者については、当該承認の日に属する保険年度の末日までの期限付き承認となります。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

保険給付の対象についての留意点

特別加入された方が被災した場合、その災害が保険給付の対象となるか否かは、厚生労働省労働基準局長が定めた基準により認定することとなっており、この基準ではおよそ次のものが保険給付の対象となります。

また、特別加入前に発生した事由による負傷、疾病等に関しては、保険給付等が行われません。

なお、疾病の判断のために、就業時間を証明するものが必要となる場合があります。

中小事業主の方々の場合

保険給付の対象となるのは、当該事業に所属する労働者が行う業務に準じた業務による災害です。したがって、次の業務による災害は保険給付の対象となりません。

特別加入申請書の業務の内容欄に記載された所定労働時間外に行う業務
（ただし、当該事業場の労働者が時間外労働を行っている時間の範囲内であるものを除く。）

中小事業主等の特別加入者が、事業主の立場において行う事業主本来の業務
（例えば、役員会議、事業主団体の会議への出席等。）

一人親方等の方々の場合

保険給付の対象となるのは、その従事する事業又は作業の種類ごとに決められた行為による災害に限られています。例えば、建設の事業に特別加入した方が店頭で販売することを目的に自家内作業場において製品を製造中に被った災害は保険給付の対象となりません。

海外派遣者の方々の場合

保険給付の対象となるのは、国内において労働者が被った災害と同じものです。したがって、例えば、第三者の一方的な加害行為による災害、戦争の巻き添え災害、特定の地域においては誰でも感染するような伝染病や風土病に罹り病した場合等については一般に保険給付の対象にはなりません。

なお、詳しくは最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

労働者災害補償保険 特別加入承認 通知書
 特別加入者の給付基礎日額決定

(1 枚の内 1 枚目)

労働保険番号	府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号				枝 番 号			承認番号
	1 3	1	0 1	9 0	0 0	0 0	1	0 0	0 0		

事務組合・事業 又は団体の名称	労災事務組合・労災株式会社一
--------------------	----------------

平成 28年 4月 1日 付けで申請・届出のあった
 中小事業主等 の特別加入については、下記の附款を附して
 平成 28年 4月 1日 から別紙のとおり承認します。
 ただし、下記の者については、特別加入を認めません。

特別加入を認めない者の氏名	特別加入を認めない理由
労災 三郎	書類不備のため

特別加入者に係る給付基礎日額については、
 から別紙のとおり決定します。

平成 28年 4月 1日

1770044

東京都練馬区上石神井4-8-4

東京 労働局長 印

労災株式会社一

殿

※ 附款

- 以下の事由が生じた場合は、特別加入に関する変更届を労働局長（所轄労働基準監督署長経由）に届出を行うこと。届け出た日の翌日以降30日以内の希望する日から、労働者災害補償保険法所定の効果を生じます。（加入時健康診断が必要な者は、所轄局長の承認が必要です。）
 ア 承認された者について、①氏名②従事する業務内容又は作業内容③事業主又は一人親方との関係を変更したとき
 イ 新たに特別加入者の要件に該当する者が生じた場合
 ウ 特別加入者の要件に該当しなくなった者がいる場合（全員が脱退する場合を除く）
- 届出がない場合又は届出があっても災害が生じた後に届出がなされた場合には、上記の効果は生じません。
- 家内労働者については、当該承認の日に属する保険年度の末日までの期限付き承認となります。

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
 なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

保険給付の対象についての留意点

特別加入された方が被災した場合、その災害が保険給付の対象となるか否かは、厚生労働省労働基準局長が定めた基準により認定することとなっており、この基準ではおよそ次のものが保険給付の対象となります。

また、特別加入前に発生した事由による負傷、疾病等に関しては、保険給付等が行われません。

なお、疾病の判断のために、就業時間を証明するものが必要となる場合があります。

中小事業主の方々の場合

保険給付の対象となるのは、当該事業に所属する労働者が行う業務に準じた業務による災害です。したがって、次の業務による災害は保険給付の対象となりません。

特別加入申請書の業務の内容欄に記載された所定労働時間外に行う業務
(ただし、当該事業場の労働者が時間外労働を行っている時間の範囲内であるものを除く。)

中小事業主等の特別加入者が、事業主の立場において行う事業主本来の業務
(例えば、役員会議、事業主団体の会議への出席等。)

一人親方等の方々の場合

保険給付の対象となるのは、その従事する事業又は作業の種類ごとに決められた行為による災害に限られています。例えば、建設の事業に特別加入した方が店頭で販売することを目的に自家内作業場において製品を製造中に被った災害は保険給付の対象となりません。

海外派遣者の方々の場合

保険給付の対象となるのは、国内において労働者が被った災害と同じものです。したがって、例えば、第三者の一方的な加害行為による災害、戦争の巻き添え災害、特定の地域においては誰でも感染するような伝染病や風土病に罹り病した場合等については一般に保険給付の対象にはなりません。

なお、詳しくは最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

保険給付の対象についての留意点

特別加入された方が被災した場合、その災害が保険給付の対象となるか否かは、厚生労働省労働基準局長が定めた基準により認定することとなっており、この基準ではおよそ次のものが保険給付の対象となります。

また、特別加入前に発生した事由による負傷、疾病等に関しては、保険給付等が行われません。

なお、疾病の判断のために、就業時間を証明するものが必要となる場合があります。

中小事業主の方々の場合

保険給付の対象となるのは、当該事業に所属する労働者が行う業務に準じた業務による災害です。したがって、次の業務による災害は保険給付の対象となりません。

特別加入申請書の業務の内容欄に記載された所定労働時間外に行う業務
(ただし、当該事業場の労働者が時間外労働を行っている時間の範囲内であるものを除く。)

中小事業主等の特別加入者が、事業主の立場において行う事業主本来の業務
(例えば、役員会議、事業主団体の会議への出席等。)

一人親方等の方々の場合

保険給付の対象となるのは、その従事する事業又は作業の種類ごとに決められた行為による災害に限られています。例えば、建設の事業に特別加入した方が店頭で販売することを目的に自家内作業場において製品を製造中に被った災害は保険給付の対象となりません。

海外派遣者の方々の場合

保険給付の対象となるのは、国内において労働者が被った災害と同じものです。したがって、例えば、第三者の一方的な加害行為による災害、戦争の巻き添え災害、特定の地域においては誰でも感染するような伝染病や風土病に罹り病した場合等については一般に保険給付の対象にはなりません。

なお、詳しくは最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

労働者災害補償保険 特別加入不承認通知書

労働保険番号	府	県	所	管	基 幹 番 号					枝 番 号			
	1	3	1	0	1	9	0	0	0	0	1	3	0

(1 枚の内 1 枚目)

事務組合・事業
又は団体の名称

労災株式会社一

平成 28年 4月 1日 付で申請のあった
中小事業主等 の特別加入については、下記の理由により承認しません。

承認しない理由	書類不備のため
---------	---------

平成 28年 4月 1日 付で届出のあった者のうち、
下記の者についての特別加入は認めません。

特別加入を認めない者の氏名	特別加入を認めない理由

平成 28年 4月 1日

1770044

東京都練馬区上石神井4-8-4

東京 労働局長 印

労災株式会社一

殿

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

労働者災害補償保険 特別加入脱退承認通知書

労働保険番号	府	県	所	管	基 幹 番 号					枝 番 号			承認番号	
	1	3	1	0	1	9	0	0	0	0	1	0		
事務組合・事業 又は団体の名称	労災事務組合・労災株式会社一													
<p>平成 28年 4月 1日 付けで申請のあった 中小事業主等 の特別加入脱退については、 平成 28年 4月 1日 から別紙のとおり承認します。</p> <p>平成 28年 4月 1日 1770044 東京都練馬区上石神井4-8-4</p> <p>東京 労働局長 印</p> <p>労災株式会社一 殿</p>														

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

労働者災害補償保険 特別加入脱退不承認通知書

労働保険番号	府	県	所	管	基 幹 番 号					枝 番 号					
	1	3	1	0	1	9	0	0	0	0	1	0	0	0	
事務組合・事業 又は団体の名称	労災株式会社一														
<p>平成 28年 4月 1日 付けで申請のあった</p> <p>中小事業主等 の特別加入脱退については、下記の理由により承認しません。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">承認しない理由</td> <td>書類不備のため</td> </tr> </table> <p>平成 28年 4月 1日</p> <p>1770044</p> <p>東京都練馬区上石神井4-8-4</p> <p style="text-align: right;">東京 労働局長 印</p> <p>労災株式会社一 殿</p>														承認しない理由	書類不備のため
承認しない理由	書類不備のため														

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

労働者災害補償保険 中小事業主等 一人親方等 特別加入承認取消通知書
 海外派遣者

労働保険番号	府	県	所掌	管轄	基幹番号					枝番号			承認番号		
	1	3	1	0	1	9	0	0	0	0	1	0	0	0	
事業場の名称 又は団体の名称															
事業場の所在地 又は団体の所在地															
保険加入者の氏名 又は団体の代表者氏名															

平成 28年 4月 1日 付けで承認した上記に係る
 中小事業主等 の特別加入について、労災保険法 第34条第3項 の規定により
 平成 28年 4月 1日 付けをもって取消したので通知します。

承認取消理由	不正受給のため
--------	---------

平成 28年 4月 1日

1740044

東京都練馬区上石神井4-8-4

東京 労働局長 印

労災株式会社一

殿

この決定に不服がある場合は、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この決定に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

年金通知様式第 10 号
平成 年 月 日

殿

労働基準監督署長

労働者災害補償保険の年金たる保険給付及び特別
支給金の支払の一時差止めについて（通知）

労働者災害補償保険の年金たる保険給付の受給権者にあつては、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第12条の7、労働者災害補償保険法施行規則第21条及び昭和63年労働省告示第109号又は昭和63年労働省告示第110号に基づき、毎年1回、____月末日までの間に「年金たる保険給付の受給権者の定期報告書」（以下「報告書」という。）を提出していただくことになっています。

ところで、貴殿からの報告書が期限までに提出されないため、その提出方について、____年 月 日付けで督促したところですが、未だに報告書の提出がありません。このため、報告書が提出されるまでの間、労災保険法第47条の3の規定に基づき、____年 月支払分以後の（補償）年金の支払を一時差し止めることとしたので通知します。

なお、年金たる特別支給金（ 特別年金）についても（補償）年金と同様、労働者災害補償保険特別支給金支給規則第20条の規定に基づき、その支払を一時差し止めることとなるので併せて通知します。

（補償）年金の支払の一時差止め処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又は審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

様式第 1 号

番 号
年 月 日

殿

〇〇都道府県労働局長 印

労働安全衛生法第 5 条第 2 項
の代表者の指名について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき貴社（殿）を〇〇〇〇において行われる〇〇〇〇工事について、同条第 2 項の代表者として指名します。

備 考

この指名に不服がある場合には、この指名が行われたことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（指名があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

この指名に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この指名があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起することができます（指名があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。ただし、指名があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に審査請求をした場合には、指名の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

様式第 2 号

番 号
年 月 日

殿

〇〇労働基準監督署長 

特定元方事業者の指名について

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第 3 項の規定に基づき、貴社（殿）を〇〇〇〇において行われる〇〇〇〇工事について、同条第 1 項に規定する措置を講ずべき者として指名します。

備 考

この指名に不服がある場合には、この指名が行われたことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（指名があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

この指名に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この指名があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起することができます（指名があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。ただし、指名があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に審査請求をした場合には、指名の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

別紙 (3) の1

{安全}
{衛生} 管理者解任命令書

署 第 号
年 月 日

殿

労働基準監督署長

{安全} {衛生} 管理者職氏名	
---------------------	--

上記の者は、{安全}
{衛生} 管理者として不相当と認められるので労働安全衛生法 {第 11}
{第 12} 条第2項の規定に基づき、平成 年 月 日までに解任すべきことを命ずる。

(備考) この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる(命令があった日から1年を経過した場合を除く。)

この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる(命令があった日から1年を経過した場合を除く。)。ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)

別紙 (3) の2

{安全}
{衛生} 管理者増員命令書

署 第 号
年 月 日

殿

労働基準監督署長

貴事業場における {安全}
{衛生} 管理者について 名が増員が必要と認められるので労働安全衛生法 {第 11}
{第 12} 条第2項の規定に基づき、平成 年 月 日までに選任すべきことを命ずる。

(備考) ・ この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる(命令があった日から1年を経過した場合を除く。)

この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる(命令があった日から1年を経過した場合を除く。)。ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)

様式第 1 号

番 号
年 月 日

殿

〇〇都道府県労働局長 印

事業場の指定について

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 4 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、貴社（殿）の〇〇〇〇を指定事業場として指定します。

また、同号の規定に基づき、上記事業場に係る生産施設の単位を下記のとおり指定します。

記

備考

この指定に不服がある場合には、この指定が行われたことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（指定があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

この指定に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この指定があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起することができます（指定があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。ただし、指定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に審査請求をした場合には、指定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

様式第 2 号

番 号
年 月 日

殿

〇〇都道府県労働局長 印

事業場の指定について

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 40 条の 3 第 1 項の規定に基づき、
貴社（殿）の〇〇〇〇を同項の適用を受ける事業場として指定します。

備考

この指定に不服がある場合には、この指定が行われたことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（指定があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

この指定に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この指定があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起することができます（指定があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。ただし、指定があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に審査請求をした場合には、指定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

様式第 1 号

工事 着手差止 命令書 計画変更		基 署発第 号 年 月 日	
(事業者名) (職名) (氏名) 殿			
労働基準監督署長 印			
貴事業場における については、計画書を審査したところ、下記「命令の理由」欄記載のとおり危害防止上必要があるので労働安全衛生法第 88 条第 7 項及び労働基準法第 96 条の 2 第 2 項の規定に基づいて「命令の内容」欄記載のとおり命令します。 なお、この命令に違反した場合には、送検手続きをとることがあります。			
番号	命令の理由 (該当法令条文)	命令の内容	
1	()		
2	()		
3	()		
4	()		
5	()		
備考	1. この命令に基づいて工事計画を変更した場合には、その旨報告して下さい。 2. この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3ヶ月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます(命令があった日から 1年を経過した場合を除きます)。 この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6ヶ月以内に提起することができます(命令があった日から 1年を経過した場合を除きます)。ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して 3ヶ月以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6ヶ月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から 1年を経過した場合を除きます)。 3. この命令書は、3年間保存して下さい。		
	1. 次の事項について、工事計画を変更されるよう、あわせて勧告します。 2. なお、この勧告に基づいて工事計画を変更した場合には、その旨報告をして下さい。		
受領者の 職 名			受領者の 氏 名 印 印

番 号
年 月 日

機 械 等 措 置 命 令 書

殿

労働局長 印

貴殿の（製造・輸入）に係る下記1の機械等については、下記2の事実により、労働安全衛生法第43条の2第（1・3・4）号に該当するので、同条の規定に基づき下記3の措置を講ずることを命令します。

なお、この命令に違反した場合には送検手続をとることがあります。

記

1 対象機械等

2 事実の概要

3 措 置

措 置 内 容	完 了 期 限
	年 月 日
	年 月 日

(備 考)

この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができます（命令があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この命令に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます（命令があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

(様式第2号)

番 号
平成 年 月 日

(局所排気装置特例稼働許可申請者) 殿

〇〇労働基準監督署長 印

局所排気装置特例稼働不許可通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった局所排気装置の稼働の特例については、
下記の理由により、許可しないこととしたので通知する。

記

不許可の理由：(許可基準に適合しない項目)

(注) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して3ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる
(処分のあった日から1年を経過した場合を除く。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代
表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算
して6ヶ月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場
合を除く。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以
内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の
送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない(裁決
があった日から1年を経過した場合を除く。)

様式第 3 号

平成 年 月 日

殿

労働局長 印

特定機械等の保管に係る認定審査結果通知書

平成 年 月 日付で申請があった件については、下記のとおり認定しないこととしたので通知する。

記

- 1 事業場名
- 2 所在地
- 3 認定しない特定機械等
- 4 認定しない理由

備考

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる(処分があった日から 1 年を経過した場合を除く。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起することができる(処分があった日から 1 年を経過した場合を除く。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 ヶ月以内に提起しなければならない(判決があった日から 1 年を経過した場合を除く。)

様式第 8 号

平成 年 月 日

殿

労働局長

特定機械等の保管状況に係る認定審査結果通知書

平成 年 月 日付で申請があった件については、下記のとおり認定しないこととしたので通知する。

記

- 1 事業場名
- 2 所在地
- 3 認定しない特定機械等の種類・型式等
- 4 刻印番号
- 5 認定しない理由

備考

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)

様式例第 1 号

総合安全衛生管理指導事業場
安全衛生管理実施状況報告命令書

基 署発第 号
平成 年 月 日

事業の名称
責任者職氏名

殿

労働基準監督署長

このたび、貴事業場を総合安全衛生管理指導事業場として指導することといたしました。については、貴事業場における労働安全衛生法第 29 条の規定による関係請負人に対する指導、指示の実施状況、同法第 30 条の 2 の連絡調整等の実施状況を把握するため、貴事業場及び関係請負人に係る労働災害発生状況、作業環境測定実施状況及びそれに対する措置の実施状況について承知したいので、労働安全衛生法第 100 条第 1 項の規定に基づき、別添様式に掲げる事項について下記のとおり報告することを命じます。

記

	報 告 対 象 期 間	報 告 期 日
第 1 回		
2		
3		
4		
5		
6		

(備考)

この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます (処分があった日から 1 年を経過した場合を除く。)

この命令に対する取消訴訟については、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます (命令があった日から 1 年を経過した場合を除く。)

ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起しなければなりません (裁決があった日から 1 年を経過した場合を除く。)

受領年月日 受領者職氏名	平成 年 月 日
-----------------	----------

様式例第 2 号

総合安全衛生管理指導事業場
安全衛生管理実施状況報告命令書

基 署発第 号
平成 年 月 日

事業の名称
責任者職氏名

殿

労働基準監督署長

このたび、貴事業場を総合安全衛生管理指導事業場として指導することといたしました。については、貴事業場における労働安全衛生法第 29 条の規定による関係請負人に対する指導、指示の実施状況、同法第 30 条の規定による作業の連絡調整等の実施状況を把握するため、貴事業場及び関係請負人に係る労働災害発生状況、作業環境測定実施状況及びそれに対する措置の実施状況について承知したいので、労働安全衛生法第 100 条第 1 項の規定に基づき、別添様式に掲げる事項について下記のとおり報告することを命じます。

記

	報 告 対 象 期 間	報 告 期 日
第 1 回		
2		
3		
4		
5		
6		

(備考)

この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（処分があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

この命令に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます（命令があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除く。）。

受領年月日 受領者職氏名	平成 年 月 日
-----------------	----------

様式第 2 号

平成 年 月 日

認定申請者又は登録性能検査機関 殿

労働基準監督署長 印

開放検査周期（〇年）認定通知書

平成 年 月 日付けで開放検査周期（〇年）認定申請があったボイラー等については、下記のとおり認定したので通知する。

（なお、認定の条件に反した場合は、認定を取り消すことがある。）^注

記

- 1 事業場名
- 2 所在地
- 3 認定したボイラー等
- 4 認定の有効期間

平成 年 月 日 より 5 年間

注：（ ）内は条件を付す場合に記載するものであること。

備考

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求した場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）。

様式第 3 号

平成 年 月 日

認定申請者又は登録性能検査機関 殿

労働基準監督署長 印

開放検査周期（〇年）認定審査結果通知書

平成 年 月 日付けで開放検査周期（〇年）認定申請があったボイラー等については、下記のとおり認定しないこととしたので通知する。

記

- 1 事業場名
- 2 所在地
- 3 認定しないボイラー等
- 4 認定しない理由

備考

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に厚生労働大臣に対して審査請求することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

また、この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができる（処分があった日から1年を経過した場合を除く。）。

ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求した場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならない（判決があった日から1年を経過した場合を除く。）。

別紙様式

(文 書 番 号)
 (元号) 年 月 日

労働安全衛生法の規定による免許の取消しの申請に対する処分
 について (通知)

(元号) 年 月 日付けの労働安全衛生法の規定による免許
 の取消しの申請に対して、次のとおり処分を行います。

免許の種類	処分の内容 (取消しを行わない場合には、その理由を 含む。)

(申請者氏名) 殿

() 労働局長 印

備考

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
- この処分に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

様式 15

厚生労働省発基勤第 号
年 月 日

殿

厚生労働大臣

勤労者財産形成基金設立認可取消通知書

年 月 日付け厚生労働省収基勤企第 号をもって認可した勤労者財産形成基金を下記理由により取り消したので、勤労者財産形成促進法第 7 条の 30 第 3 項の規定により通知する。

記

理由

なお、この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 箇月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることはできない。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6 箇月以内に提起することができる。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができない。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起しなければならない。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができない。

様式 16

厚生労働省発基勤第 号
年 月 日

殿

厚生労働大臣

勤労者財産形成基金契約承認取消通知書

年 月 日付け厚生労働省収基勤企第 号をもって承認した勤労者財産形成基金契約を下記理由により取り消したので、勤労者財産形成促進法施行令第 27 条の 25 第 3 項の規定により通知する。

記

理由

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 箇月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることはできない。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6 箇月以内に提起することができる。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができない。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起しなければならない。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができない。

様式 12

厚生労働省発基勤第 号
年 月 日

殿

厚生労働大臣

勤労者財産形成給付金契約承認取消通知書

年 月 日付け厚生労働省収基勤企第 号をもって承認した勤労者財産形成給付金契約を下記理由により取り消したので、勤労者財産形成促進法施行令第 24 条第 2 項の規定により通知する。

記

備考 なお、この処分に対する不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 箇月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができる。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることはできない。

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6 箇月以内に提起することができる。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができない。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6 箇月以内に提起しなければならない。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができない。

労働者災害補償保険

保険給付・特別支給金にかかる支給決定の変更決定通知書

労働保険番号		府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号			枝 番 号	
		保険給付・特別 支給金の種類			支給年月日		保険給付・特別 支給金の価額		
保 険 給 付	変 更 前						円		
	変 更 後						円		
特 別 支 給 金	変 更 前						円		
	変 更 後						円		
変 更 す る 理 由									

貴殿に対してすでに行った保険給付・特別支給金に係る支給決定を上記のとおり変更することとしたので通知します。

- (1) この保険給付に関する決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に表記の労働基準監督署を管轄する都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」といいます。）に対して審査請求することができます。
- (2) 審査請求に対する審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に労働保険審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。また、審査請求をした日から3か月を経過しても決定がないときは、決定を経ないで審査会に対して再審査請求をすることができます。
- (3) 本件処分に対する取消訴訟は、当該処分についての審査請求に対する審査官の決定を経た後に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、決定があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、審査会に対して再審査請求をした場合には、裁決を経る前又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に本件処分に対する取消訴訟を提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、①審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他審査官の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定を経ないで取消訴訟を提起することができます。

年 月 日

労働基準監督署長 印

殿

労働者災害補償保険

法第12条の3の規定に基づく費用徴収の命令書

____年 ____月 ____日

労働局長 印

殿

労働者災害補償保険法第12条の3第____項の規定に基づき、貴殿に対し____と連帯して、下記のとおり、保険給付に要した費用に係る徴収金の納付を命じます。なお、保険給付を受けた____（事業主）に対しては、既に納入告知書を発付してありますから念のため申し添えます。

この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、本件処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

本件処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、本件処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

なお、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、本件処分に対する取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経る前又はその審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

記

1 徴収金の価額

円

〔 徴収金算定の基礎については、保険給付に係る処分の変更決定通知書（写）を参照のこと 〕

2 徴収の理由

(未払賃金の立替払事業)
様 式 第 9 号

未払賃金の立替払に係る認定の取消しについて

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

殿

労働基準監督署長 ⑩

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 7 条の規定に基づき
年 月 日付けをもって通知しました_____に係る認定に
ついては、下記の理由により取り消しましたので通知します。

先に交付しました認定通知書は、速やかに返還してください。

この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

記

取消しの理由

(未払賃金の立替払事業)
様 式 第 1 0 号)

未払賃金の立替払に係る確認の取消しについて

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

殿

労働基準監督署長 ⑩

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 7 条の規定に基づき
年 月 日付けをもって通知しました確認については、下記の理由により取り消しましたので通知します。

先に交付しました確認通知書は、速やかに返還してください。

この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

記

取消しの理由

(未払賃金の立替払事業)
(様 式 第 1 1 号)

未払賃金の立替払に係る確認の変更について

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

殿

労働基準監督署長 (印)

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 7 条の規定に基づき
年 月 日付けをもって通知しました貴殿に係る確認については、下記
のとおり変更したので通知します。

この処分に不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か
月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日
から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大
臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起
することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起するこ
とができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、
その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起するこ
とができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げ
られません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができ
ません。

記

1. 変更の理由
2. 変更される確認事項（確認通知書における確認事項の番号）
3. 変更前の確認内容
4. 変更後の確認内容

(未払賃金の立替払事業)
様 式 第 1 2 号

未払賃金の立替払における不正受給に係る返還命令書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名

殿

_____ 労 働 局 長 ⑩

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 7 条の規定に基づき
年 月 日付けで独立行政法人労働者健康安全機構が貴殿に対して行っ
た立替払について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり返還を命じま
す。

この処分不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か
月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日
から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大
臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起
することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起するこ
とができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、
その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起するこ
とができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げ
られません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができ
ません。

記

1. 理 由

2. 返還すべき金額

円

(未払賃金の立替払事業)
様式第 13 号

未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯返還命令書

第 号
年 月 日

申請者 住 所
氏 名 殿

事業主 住 所
氏名又
は名称 殿

_____ 労働局長 ㊟

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 7 条の規定に基づき

年 月 日付けで独立行政法人労働者健康安全機構が

申請者 _____ に対して行った立替払について、同法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記のとおり貴殿等が連帯して返還することを命じます。

この処分不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

記

1. 理 由

2. 返還すべき金額 円

(未払賃金の立替払事業)
様 式 第 1 4 号

未払賃金の立替払における不正受給に係る納付命令書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 殿

____ 労 働 局 長 印

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 7 条の規定に基づき
年 月 日付けで独立行政法人労働者健康安全機構が貴殿に対して行っ
た立替払について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり納付を命じま
す。

この処分不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か
月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日
から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大
臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起
することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起するこ
とができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、
その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起するこ
とができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げ
られません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができ
ません。

記

1. 理 由

2. 納付すべき金額

円

(未払賃金の立替払事業)
 (様 式 第 1 5 号)

未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯納付命令書

第 号
 年 月 日

申請者 住 所
 氏 名 殿

事業主 住 所
 氏名又
 は名称 殿

_____ 労 働 局 長 ⑩

賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）第 7 条の規定に基づき

年 月 日付けで独立行政法人労働者健康安全機構が

申請者 _____ に対して行った立替払について、同法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記のとおり貴殿等が連帯して納付することを命じます。

この処分不服がある場合には、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

記

1. 理 由

2. 納付すべき金額 円

様式第3号

労働時間等設定改善実施計画不承認通知書

年 月 日

殿

(労働局長)

年 月 日付けで申請のあった労働時間等設定改善実施計画については、下記の理由により承認できないと判断するに到りましたので通知します。

この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。)。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

記

様式第6号

労働時間等設定改善実施計画承認取消通知書

年 月 日

殿

(労働局長)

年 月 日付けで承認をした貴殿の労働時間等設定改善実施計画の変更は、下記の理由に該当すると認められますので、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第9条第2項の規定により、承認を取り消したので通知します。

この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。)。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

記

様式第 2 号

第一種計画認定通知書

労認定第 号
年 月 日

事業主の名称・氏名

主たる事業所の所在地

代表者職氏名（法人の場合） 殿

労働局長 印

年 月 日付けをもって申請のあった専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（以下「法」という。）第 4 条第 1 項に基づく第一種計画について、これを認定する。

なお、法第 5 条第 2 項に基づき、法第 4 条第 3 項各号のいずれかに適合しなくなると認めるときは、認定を取り消すことがある。

備考

1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

2 本認定に係る第一種計画を変更しようとするときは、労働局長の認定を受けなければなりません。

3 特定有期業務に就く計画対象第一種特定有期雇用労働者については、当該有期労働契約の契約期間に支払われると見込まれる賃金の額を 1 年間当たりの賃金の額に換算した額が 1,075 万円以上でなければ、法第 8 条による特例の対象とはなりませんのでご注意ください。

4 計画対象第一種特定有期雇用労働者との間の期間の定めのある労働契約の締結の場合における労働基準法第 15 条第 1 項に基づく労働条件の明示については、特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第 5 条の特例を定める省令に基づき、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき適用される労働契約法第 18 条第 1 項の規定の特例の内容に関する事項」及び「特定有期業務の範囲に関する事項」について、書面の交付による明示が必要となります。

また、本認定により、有期労働契約の期間中に無期転換申込権発生までの期間が変更となる場合には、速やかに特例の対象となる労働者にその旨を明示することが適当ですので、適切な対応をお願いします。

5 特定有期業務の期間が 10 年を超える場合には、法第 8 条による特例の期間は「10 年」となります。

様式第 3 号

第一種計画不認定通知書

労不認定第 号
年 月 日事業主の名称・氏名
主たる事業所の所在地
代表者職氏名（法人の場合） 殿

労働局長 印

年 月 日付けをもって申請のあった専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第 4 条第 1 項に基づく第一種計画については、下記の理由により不認定とする。

記

備考

この処分に対する不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

様式第 4 号

第一種計画変更認定通知書

労認定第 号
年 月 日

事業主の名称・氏名
主たる事業所の所在地
代表者職氏名（法人の場合） 殿

労働局長 印

年 月 日付けをもって申請のあった専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項に基づき第一種計画を変更することについて、これを認定する。

なお、法第 5 条第 2 項に基づき、法第 4 条第 3 項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことがある。

備考

- 1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。
また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。
- 2 本認定に係る第一種計画を変更しようとするときは、労働局長の認定を受けなければなりません。
- 3 特定有期業務に就く計画対象第一種特定有期雇用労働者については、当該有期労働契約の契約期間に支払われると見込まれる賃金の額を 1 年間当たりの賃金の額に換算した額が 1,075 万円以上でなければ、法第 8 条による特例の対象とはなりませんのでご注意ください。
- 4 計画対象第一種特定有期雇用労働者との間の期間の定めのある労働契約の締結の場合における労働基準法第 15 条第 1 項に基づく労働条件の明示については、特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第 5 条の特例を定める省令に基づき、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき適用される労働契約法第 18 条第 1 項の規定の特例の内容に関する事項」及び「特定有期業務の範囲に関する事項」について、書面の交付による明示が必要となります。
また、本認定により、有期労働契約の期間中に無期転換申込権発生までの期間が変更となる場合には、速やかに特例の対象となる労働者にその旨を明示することが適切ですので、適切な対応をお願いします。
- 5 特定有期業務の期間が 10 年を超える場合には、法第 8 条による特例の期間は「10 年」となります。

様式第 5 号

第一種計画変更不認定通知書

労不認定第 号
年 月 日事業主の名称・氏名
主たる事業所の所在地
代表者職氏名（法人の場合） 殿

労働局長 印

年 月 日付けをもって申請のあった専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第 5 条第 1 項に基づき第一種計画を変更することについては、下記の理由により不認定とする。

記

備考

この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

様式第6号

第一種計画認定取消通知書

労消認定第 号
年 月 日事業主の名称・氏名
主たる事業所の所在地
代表者職氏名（法人の場合） 殿

労働局長 印

年 月 日付けをもって申請のあった専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第4条第1項に基づく第一種計画については、年 月 日付け 労認定第号をもって認定したところであるが、下記の理由により 年 月 日から、その認定を取り消す。

記

年 月 日付け 労認定第 号をもって認定した第一種計画が、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第4条第3項第 号に適合しなくなったと認められるため。

備考

この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

様式第 8 号

第二種計画認定通知書

労認定第 号
年 月 日

事業主の名称・氏名
主たる事業所の所在地
代表者職氏名（法人の場合） 殿

労働局長 印

年 月 日付けをもって申請のあった専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（以下「法」という。）第 6 条第 1 項に基づく第二種計画について、これを認定する。

なお、法第 7 条第 2 項に基づき、法第 6 条第 3 項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことがある。

備考

- この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。
また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。
- 本認定に係る第二種計画を変更しようとするときは、労働局長の認定を受けなければなりません。
- 計画対象第二種特定有期雇用労働者との間の期間の定めのある労働契約の締結の場合における労働基準法第 15 条第 1 項に基づく労働条件の明示については、特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第 5 条の特例を定める省令に基づき、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第 8 条第 2 項の規定に基づき適用される労働契約法第 18 条第 1 項の規定の特例の内容に関する事項」について、書面の交付による明示が必要となります。
また、本認定により、有期労働契約の期間中に無期転換申込権発生までの期間が変更となる場合には、速やかに特例の対象となる労働者にその旨を明示することが適切ですので、適切な対応をお願いします。

様式第9号

第二種計画不認定通知書

労不認定第 号
年 月 日事業主の名称・氏名
主たる事業所の所在地
代表者職氏名（法人の場合） 殿

労働局長 印

年 月 日付けをもって申請のあった専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第6条第1項に基づく第二種計画については、下記の理由により不認定とする。

記

備考

この処分に対する不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。

様式第 10 号

第二種計画変更認定通知書

労認定第 号
年 月 日

事業主の名称・氏名
主たる事業所の所在地
代表者職氏名（法人の場合） 殿

労働局長 印

年 月 日付けをもって申請のあった専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（以下「法」という。）第7条第1項に基づき第二種計画を変更することについて、これを認定する。

なお、法第7条第2項に基づき、法第6条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、認定を取り消すことがある。

備考

- この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、審査請求をすることができません。
この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から1年を経過した場合は、提起することができません。
- 本認定に係る第二種計画を変更しようとするときは、労働局長の認定を受けなければなりません。
- 計画対象第二種特定有期雇用労働者との間の期間の定めのある労働契約の締結の場合における労働基準法第15条第1項に基づく労働条件の明示については、特定有期雇用労働者に係る労働基準法施行規則第5条の特例を定める省令に基づき、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第8条第2項の規定に基づき適用される労働契約法第18条第1項の規定の特例の内容に関する事項」について、書面の交付による明示が必要となります。
また、本認定により、有期労働契約の期間中に無期転換申込権発生までの期間が変更となる場合には、速やかに特例の対象となる労働者にその旨を明示することが適切ですので、適切な対応をお願いします。

第二種計画変更不認定通知書

労不認定第 号
年 月 日事業主の名称・氏名
主たる事業所の所在地
代表者職氏名（法人の場合） 殿

労働局長 印

年 月 日付けをもって申請のあった専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第 7 条第 1 項に基づき第二種計画を変更することについては、下記の理由により不認定とする。

記

備考

この処分に対する不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

様式第 12 号

第二種計画認定取消通知書

労消認定第 号
年 月 日事業主の名称・氏名
主たる事業所の所在地
代表者職氏名（法人の場合） 殿

労働局長 印

年 月 日付けをもって申請のあった専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第 6 条第 1 項に基づく第二種計画については、年 月 日付け 労認定第号をもって認定したところであるが、下記の理由により 年 月 日から、その認定を取り消す。

記

年 月 日付け 労認定第 号をもって認定した第二種計画が、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第 6 条第 3 項第○号に適合しなくなったと認められるため。

備考

この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができません。

この処分に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。ただし、処分があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。

また、厚生労働大臣に対して審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（この場合においても裁決を経る前に直ちに取消訴訟を提起することは妨げられません。）。ただし、裁決があった日から 1 年を経過した場合は、提起することができません。